

平成23年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

- 1、開催日 平成23年（2011年）5月13日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | | |
|-----|---|------|
| 委員 | 長 | 富川快雄 |
| 委員 | | 岡田英子 |
| 委員 | | 井関孝善 |
| 委員 | | 高橋圭子 |
| 教育長 | | 渋谷友克 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-------------------|-------|
| 学校教育部長 | 白井一生 |
| 生涯学習部長 | 守谷信二 |
| 学校教育部次長 | 小瀬村利男 |
| （兼）教育総務課長 | |
| 施設課長 | 佐藤卓 |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 平本進 |
| 学務課長 | 飯島博昭 |
| 保健給食課長 | 高橋良彰 |
| 保健給食課課長補佐 | 狩野紀子 |
| 指導課長 | 小池慎一郎 |
| 指導課教育センター担当課長 | 谷博夫 |
| 指導課担当課長 | 吉川清美 |
| 統括指導主事 | 安齊和樹 |
| 指導主事 | 高橋博幸 |
| 生涯学習部次長 | 古木洋 |
| （兼）生涯学習課長 | |
| 生涯学習課文化財担当課長 | 神田貴史 |

生涯学習部図書館担当部長 (兼) 図書館長	尾留川 朗
図書館市民文学館担当課長 (町田市民文学館長)	田 中 英 夫
図書館副館長	近 藤 裕 一
図書館課長補佐	吉 岡 一 憲
公民館長	熊 田 芳 宏
公民館課長補佐	小 林 正 広
書 記	高 橋 由希子
書 記	新 井 裕 美
書 記	鈴 木 和 紗
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第9号	町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第10号	町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第11号	職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第12号	教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第13号	町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について	原 案 可 決
議案第14号	(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第15号	学校医の委嘱について	原 案 可 決
議案第16号	町田市立学校結核対策委員会の委員委嘱の臨時専決に関し承認を求めることについて	承 認

議案第17号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めること について	承 認
議案第18号	町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法について	原 案 可 決
議案第19号	町田市立中学校教科用図書調査協議会委員委嘱に関し同意を求めること について	同 意
議案第20号	町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第21号	町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について	原 案 可 決
議案第22号	町田市公民館運営審議会委員の委嘱（解嘱）について	原 案 可 決
議案第23号	感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第24号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例（案）について	原 案 可 決
請願第1号	歴史教科書採択基準書の改良に関する請願	不 採 択
請願第2号	歴史教科書採択に関し採択チェック基準改良の例示	不 採 択
請願第3号	教科書採択の方法に関する請願	不 採 択
請願第4号	教科書採択に関する請願書	不 採 択

7、傍聴者数 11名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○委員長 ただいまより町田市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の一部変更をお願いしたいと思います。本日は請願が4本提案されておりますので、日程第1、議案審議事項の中で、請願第1号から第4号までを先に審議をしたいと思います。そして請願第4号までの審議が終了した時点で、一たん休憩をとり、以下、議案第9号から審議をいたします。なお、議案第11号、12号、17号、19号につきましては、人事案件でございますので、非公開扱いということで審議をいたしますので、日程第3、報告事項終了後、一たん休憩をとり、その後、関係者のみでご審議をいただきたいと思います。

以上についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、以上のように進めてまいりたいと思います。

それでは、請願第1号、歴史教科書採択基準書の改良に関する請願を上程いたします。

請願者から口頭による意見陳述の申し出がございます。10分の範囲で意見陳述を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認めます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○委員長 再開いたします。

今申し上げましたように、10分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○請願者 よろしく願いいたします。6年前にも請願に参りましたと申します。

まず、請願の要旨はここに書いてありますが、いわゆる調査研究委員会に報告を貴委員会が求められているわけですが、その報告書の内容を見ますと、非常に通り一遍の形式的になりがちなんです。無理もないと思うのですが、調べた結果、もう少し詳細なものにすべきではないかというお願いの事です。

請願の理由をもう少し語ってみますと、6年前に私ども請願いたしました。その時点では、当時使われていた東京書籍の内容を随分批判したわけですね。その結果かどうかわかりませんが、貴委員会も大阪書籍を採択されて、東京書籍は追放したわけですね。それはそれで私どもはありがたいことだと思っております。学校というか、その下部機構の調査研究委員会の評価点では、東京書籍が一番よかったように思うのですが、それを委員会が大阪書籍にしたということは敬意を表します。ありがとうございました。

しかしながら、残念ですが、私どもの目から見ますと、まだ大阪書籍のほうにもいろいろ問題があるわけですね。後ほどそれは詳しくお話しさせていただきます。その理由が、先ほど請願の要旨で申し上げました調査報告書の様式にあると思うのです。要するに、非

常に大ざっぱなことしか書けないようになっていきますので、教科書の中のいろいろな問題記述が数々あると、それを一々書けないわけですね。それでは困ると思うので、もう少し詳細に書けるようなフォームをぜひともお願いしますということになります。

それでは、2 ページ目に移りまして、大阪書籍の私どもの感ずる問題点の幾つかを挙げてみたいと思います。全部を読み上げますと時間がかかってしまうので、要点だけを述べさせていただきます。

全般を通じて天皇と皇室を軽視して、余りにも軽視し過ぎている。それから、ちょっと文章を書き忘れましたが、文化面に関する記述が少ない。もう少し詳しく書いてほしいと思う。それから、近現代史は、日本が悪いことばかりして、近隣諸国に迷惑ばかりかけたということが強調され過ぎていますということが言えます。

その具体例を言いますと、まず天皇・皇室軽視の件ですが、まず古事記、日本書紀の説明はあっても、たった3行しかありません。旧大阪書籍ですね。そして神話に関しては6行、かつ、内容には全く触れておりません。これでは学習指導要領にも、神話の学習を通じて当時の信仰や物の見方などに気づかせるように留意するとあるのですから、明らかに学習指導要領違反であると言わざるを得ないと思います。

それから、町田の子どもたちは、日本人の常識であるイザナギノミコト（伊邪那岐命）、イザナミノミコト（伊邪那美命）、アマテラスオオミカミ（天照大神）、スサノオノミコト（須佐之男命）、オオクニヌシノミコト（大国主命）、ニギノミコトなどの名前すら全く知らないままに卒業することになります。これでは将来、大人になってから恥をかくことになると思います。

それから、最初の統一国家をつくった大和朝廷を大和王権などと表現しています。指導要領には大和朝廷とあるのにおかしいと思います。

それから、神武天皇の説明は全くありません。1行、1字すらありません。天皇の初出は推古天皇です。そして聖徳太子との関連で出ている天皇の系図には、即位順という数字が振ってあるのですが、欽明天皇が1代、1と書いてあるわけですね。そうすると、欽明天皇は第29代天皇なわけですが、その29代天皇が、あたかも初代天皇であるかのように生徒が誤解する可能性が大いにあります。そんなことでよろしいんでしょうかねという私どもの考えです。

それから、天皇は、歴史のほとんどの期間、権力は持たず、権威のみを持つ存在だったわけです。これは皆さんおわかりいただけだと思います。しかしながら、国家の重要時、

例えば政権がかわるようなときに関して、頼朝、信長、秀吉、家康、それぞれに関して、時々の政権の力を天皇の権威で正当化する重要な役割を演じてきた、これは明らかでございませぬ。

それからもう1つ、日々行われている天皇の重要なお仕事の1つとして祭祀というのがあります。その祭祀のほとんどは、国民の安寧、幸福を願うものが含まれているわけですね。そういう重要な仕事をやっているということの記述が全くないわけです。ですから、生徒は、天皇の役割はもちろん、皇室に対する尊崇の念を持ちようがないと思います。

それから、世界3大王墓の1つと言われる仁徳天皇陵の名前を大仙陵と記述しています。しかも、括弧して仁徳陵と書いてあります。仁徳天皇とは書いてないわけですね。学生は仁徳が何だかわからないまま終わっちゃう可能性がある。それは先生次第ですけれどもね。仁徳天皇と言えば、民のかまどの逸話があって、いかに民を思っているかということの有名な逸話がございますね。ご存じだと思いますが。

そういうように皇室というのは、昔から民の安寧を望んでいるんだということが、神武天皇の即位の詔にもあらわれています。大御宝（オオミタカラ）という言葉が使われていますね。古事記の至るところに大御宝というのは出ております。天皇・皇室がいかに国民を大事に思っているかということをおぼわす用語です。それは現在の天皇、125代の天皇に至るまで脈々と続いていると思います。最近の震災時の天皇陛下、皇后陛下の被災地のお見舞いの仕方を見たら、だれでもあれは感動します。天皇陛下という方があのように低姿勢で、真摯な態度で応じられている。被災者の人たちの励ましに大いになっていると思います。そういう天皇の仕事、大事な仕事であるということが教科書に書いてないわけですね。それでは非常にまずいと私どもは思います。

それから、文化面ですが、例えば法隆寺の名前はあっても、法隆寺というのは世界最古の木造建築である、そういうことも書いてないわけですね。それではまずいのではないかと。それから、東大寺の大仏の作者は国中連公麻呂とか、阿修羅像の作者は將軍万福なんというのは、今や判明していて常識にすらなりつつあります。それが教科書に載ってない。それから東大寺大仏の開眼式典は、当時の東アジアにおける最大級の国際イベントだったこと、そのようなことも記述されておられません。

それから、江戸時代というのはいろいろな意味で注目される時代ですが、とりわけ浮世絵が遠くヨーロッパ画壇にジャポニズムの流行を生み、印象派の画家たち、モネ、ドガ、セザンヌ、ゴッホ、ロートレック、ゴーギャンなどに多大な影響を与えたことを教える必

要はないとお思いですか。そんなことはないと思うのですが、いかがでしょうか。以上が文化面です。

近現代史と限りませんが、今度は戦争のことになりますと、途端に日本を悪く書くわけですね。例えば元寇に対しては、元がアジア全域、ロシアまで版図を広げた世界帝国であったことの説明が全くない。それから侵略したときの略奪、暴行、欲しいままにしたということも書いてない。それに関して鎌倉武士が勇戦して元軍を退けたことの記述がなく、単に神風、暴風雨のおかげだというふうにしただけ書いてないわけですね。それでは正しい史実が伝わらないわけです。

それから、日清戦争、日露戦争は、真の原因は、ロシアの南下政策に対する恐怖感から生まれているわけです。日本は清・中国や朝鮮に連携して、ロシアの侵略を防ごうよと提案するけれども、両方とも中華意識に甘んじていて、全然拒否したわけですね。それが原因となって結局戦争に至ったわけです。そういうロシアの侵略を防ぐ自衛戦争を侵略戦争だなどと教育したら、子どもたちに愛国心が生まれるわけではないです。何というひどい国なんだとしか思わない残念な結果を生むと思います。

とりわけ日露戦争というのは、世界史的にもすばらしい意義を持っているわけです。白人大帝国に黄色人種でアジアの小国日本が勝ったということが、欧州やアジアの被植民地国家に勇気を与えて、いずれ独立戦争になる原動力になったということは明らかなんです。世界じゅうの識者が認めていることが記述されておられません。

それから、日本海海戦、旅順攻撃、奉天会戦などの記述もない。東郷元帥や乃木將軍の名前も全くない。これでは町田の子どもたちは非常に不幸なことになると思います。世界の常識を知らないことになります。

それから、満州事変は、専ら満州への侵略などと書いてあって、そこに至る原因、すなわち国際法にのっとって正当に得ていた日本の権益が侵され、日本人の命まで奪われていたことが全く記述されておられません。

それから、日中戦争は、もう今ではクレムリンの謀略であるということははっきりしているわけです。それにもかかわらず全然書かれていません。せいぜい言えることは、盧溝橋事件に対して当時の日中の言い分を併記する。日本はこう言う。中国はこう言う。それだけでお茶を濁しています。至るところに、例えば南京事件という記述があって、婦女子を含む多数の住民を殺害しましたとの、余りに一方的な言い分をあしざまに描いて不適切である、そう言わざるを得ません。

南京事件に関してはいろんな説があるのはご存じだと思いますが、なかった説の一番有名なものは、蒋介石は戦時中 300 回記者会見を行ったわけです。1 回たりとも南京虐殺があったということは言っていないわけです。それから、毛沢東の有名な演説もあります。日本軍は個々の戦闘では勝つけれども、その後、殲滅しない。全員殺さないというわけです。日本の戦争のやり方、そんなことは、歴史上ないわけです。だから、そんなものは恐るに足りない。彼らは未熟な戦略しか持ってないというのが毛沢東の意見です。太平洋戦争、大東亜戦争も、日米会議の流れを全く無視したアメリカのハルノートに対する応戦であるわけですね。それを侵略戦争だとか、無謀な戦争だと断ずれば、愛国心は育たないということでもあります。

以上、いろいろ述べましたけれども、全部貴委員会のそれぞれのご意見もお伺いできればありがたいと思っております。どういう見解かですね。

そして、最後にありますが、戦争というのは、お互いに言い分があるのは当たり前なわけですね。でも、相手国の言い分をそのままのみにして教科書に書くなんという国は、世界じゅうで日本しかありません。そんなことで日本の子どもが正常に、健全に育つはずがないと思います。そういうことは非常に残念ですので、ぜひともいい教科書を選んでいただきたいと思います。

そのためには、採択の基準書になるものをもう少し詳細化しないと、また前回のようなことになってしまうかと思うのです。ですから、それはもう教育委員会が決めればいいわけですが、教育委員会さんが個々の大事な史実と思われるものがどう書いてあるかということがわかるような、そういう調査報告書になるようにされるといいと思います。それは下部機構にそういうのを渡してもいいし、あるいは教育委員会さんが独自に自分たちで決めるときに、自分たちだけで使う資料としてもいいと思いますが、ぜひともそういう資料をつくることをお願いいたします。

以上です。

○委員長 どうもご苦労さまでございました。自席へお戻りいただいて結構です。

休憩いたします。

午前 10 時 14 分休憩

午前 10 時 15 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第1号に対する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明を求めます。

○教育長 それでは、請願第1号に関して申し上げます。

請願第1号は、歴史教科書採択基準に関する請願でございます。ただいま請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第1号の内容は、1つには、前回の採択で採用した旧大阪書籍、現在の日本文教出版の教科書の問題点についてでございます。もう1つは、選択基準チェックリスト報告書の改良を求めるものでございます。この請願に言う採択基準チェックリスト報告書とは、町田市立中学校教科用図書調査研究委員会報告であるというふうにとらえました。

まず1つ目の教科書の問題点についてでございますが、8つの項目についての問題点のご指摘及びそれに対する教育委員会の見解について求められたものでございます。請願の法律的な趣旨にかんがみ、個々の内容については触れませんが、前回選定した教科書は、学校教育法第34条、49条、62条、70条、82条にございましており、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合したものであるということから、この教科書の内容は適切なものであると考えております。そして、その適切な教科書で指導を受けた町田市の生徒は、学習指導要領の内容を適切に学習したと判断しております。

次に、2つ目の教科用図書調査委員会報告の改良を求めるものについてでございます。町田市教育委員会における平成17年度の教科書採択に当たりましては、選定の際の教科用図書選定基準を東京都教育委員会が作成した平成17年度使用教科書調査研究資料の調査項目に準拠して作成をしております。

この調査項目は、(1)「内容」、(2)「構成・分量」、(3)「表記・表現及び使用上の便宜」の3つの区分でしたが、町田市教育委員会では、さらに具体的にするために、(3)の「表記・表現及び使用上の便宜」を、(3)「表記・表現」、(4)「使用上の便宜」に分けて、4つの観点にいたしました。請願では、この4つの観点のうちの(1)内容についての改良を求めるものととらえております。

ところで、請願にもございましており、(1)「内容」は、さらに3つの項目から構成されております。それは、①「学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか」、②「学習指導要領に示された内容の取り扱いに配慮しているか」、③「生徒の学習意欲や関心を引き出す配慮があるか」でございます。特に①と②は、学習指導要

領に示された目標や内容に関連するものであり、本請願に言う神話、皇室、文化、戦争等々の個別の視点に限ることなく、これらのことも含めて、学習指導要領に示された目標や内容の実現について、幅広く総合的に検証するために設けられたものでございます。

加えて、町田市教育委員会は、この報告書とともに、東京都教育委員会が作成した平成17年度使用教科書調査研究資料の詳細な分析、各学校からの報告書、及び教科書展示会における保護者あるいは市民の意見等も参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づきまして、公正かつ適正に教科書採択を行っております。

したがいまして、町田市教育委員会といたしましては、請願第1号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上でございます。

○委員長 教育長の請願に対する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

これより審議に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 貴重なご意見をありがとうございました。教育委員会で教科書の採択をするときには、やはり町田市の子どもたちが使う教科書ということで、町田市民の方のご意見というのは大変貴重なものとして参考にしたいと思っております。教科書見本本の展示会のご意見も大変貴重なものとして伺っておりますし、またこうした請願というような手続をとってご意見を言っていただければ、それもまた傾聴させていただきたいと思っております。

ただ、ご意見として伺うにとどめたいかなという気持ちも私自身にはありまして、今の高山さんのお話を伺っていて、歴史に大変造詣が深いということがよくわかりました。私も歴史は好きなんですけれども、実は天皇の名前を全部暗記することがなかなかできないんですね。実はうちの息子は、神武天皇から今上天皇まで全部これが暗唱できるんですよ。カエルの子じゃないのかな、すごいなとちょっと思ったりするんです。

今の中学生は、自分で考えて、自ら調べて、そして判断をするという力を持っているというのが、私は中学校を見に行き、本当に見てとれるのです。日本というのは、批判はあるにせよ、言論の自由が保障されている国ですので、子どもたちが調べたいと思ったら調べられるという環境にあって、子どもたちは本当にこんな表記でいいのかなとか、このところもっと知りたいなと思ったときには、自分でちゃんと調べて勉強してくれているなど。ただ、そこに至るまでの考え方の筋道とか、そういったことを学校で教えてほしいなと思っております。

そんな話で、今の採択されている教科書には不十分な点があるということをおっしゃられたわけですが、一応文科省の検定にも合格しているものを使用して授業をしていただいているわけですので、子どもたちが歴史に関する物の考え方という意味では、十分に学習をしてもらっていると私は考えています。

また、より細かい基準を設けてほしいとおっしゃっていただいたのですが、今おっしゃっていただいた教科用図書調査委員会報告というのは、資料の1つでありまして、先ほど申し上げたように、見本本の展示会からのご意見とか、また東京都の資料ですが、教科用図書調査研究資料というようなものも大変参考にさせていただいて、私どもは教科書をすべて、精読しているとはなかなか言いがたいんですけれども、全部のページに目を通しております。あくまでもこれは資料の1つですので、そういった意味でも、ここで改めて変更する必要もないのではないかなと考えますので、今の教育長のご意見の不採択ということが適当ではないかなと私も同意いたします。

○井関委員 今の岡田委員の、特に子どもの教育で、自分のやる力というか意欲を育てるというのは本当にいいことだと思います。先ほど教育長から、教科書採択のプロセスのご説明がありましたが、まず最初に検定が入っていると思います。むしろ今日掲上されています、この請願の問題点というのは、その検定とか、あるいは市の調査研究委員会の役割かなということで、私どもは個人的におのおのの見識とか、それぞれのやり方で評価しているつもりです。ですけれども、このような分け方そのものが悪いとは今思っておりません。

○委員長 ほかにございますか。

暫時休憩します。

午前 10 時 26 分休憩

午前 10 時 27 分再開

○委員長 再開いたします。

ほかにございますか。

お2人とも、現在の学校の授業の進め方で、特に社会科とか理科もそうなんだろうけれども、課題をつかみ、自らの内容、方法でそれを調べ、それに対して筋道を立てていくという学習の仕方といいたいまいしょうか、方法は定着をしているだろう。そして学校は、そのために筋道立てて考えたり調べたりできるようにするための支援をしていくということが

定着をしている。そういう意味で、現在の採択基準にのっとって採択した教科書で学習することに支障はないのではないかというようなご意見だったと判断する。そういうことですね。

ほかになれば、以上で審議を終了したいと思います。

願意の実現性、妥当性に対する教育長の説明では、請願第1号につきましては不採択とすることが適当であるということでございます。不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第1号は不採択といたします。

続けて請願第2号を上程いたします。

本請願につきまして、請願者から口頭による意見陳述の要請がございます。10分の範囲で意見陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、休憩をいたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○委員長 再開いたします。

請願第1号と同一の請願者でございますので、ご存じだと思いますが、10分の範囲でよろしくお願ひしたいと思います。

○請願者 ただいまのお話で、私は口頭では申しませんでしたけれども、請願書には書いてあるのですが、検定を通過している教科書にも問題があるんですということを私は述べたつもりなんです。

私どもの挙げた問題点は、教育長は問題にはならないとおっしゃったと理解しますと、非常に残念なことです。神武天皇の名前なんか知らなくてもいい。日本の自衛戦争も侵略だと言ってもいいというのは、私は非常に残念な結果だと思います。

そういう観点から、先ほどの請願で、チェック基準を変えてほしいという詳細化ということの1つの例です。これは例ですから、何も全面的にこうしてくださいというつもりではございませんが、例示したものを挙げます。

これもまた全部読みますと大変ですが、歴史ですから、まず日本でいえば、当然縄文、

弥生時代から始まりますね。一般におくれた教科書は、縄文時代は1万年ぐらい前だという書き方が多いのです。しかし、今や考古学の発見がどんどん進んで、1万数千年前から縄文時代が始まっているという、時代がどんどん古くなっています。世界最古の縄文土器が、それは1万6000年前ですが、日本で発掘されています。

それから、三内丸山遺跡というのは5500年ぐらい前のものですが、高度な文明を持っていたと推察される。それから、これもまた教科書が一番おくらせていますが、日本の水田耕作は6000年前から始まったというのは、今やもう学者の常識です。それがほとんどの教科書には反映されていません。

それから、日本人の縄文以前から住んでいた人々と弥生時代以降に移り住んだ人々がまじり合って形成され、文化も継承されている。これは例えばよく言われるアイヌとか沖縄とかも同様ですね。何か最近の教科書はアイヌ人ばかり取り上げて、極端なことばかり書いているのが多いようですけれども、そんなに日本は他国の弾圧とかそういうのはやっていないわけです。

それから、「国の起こり」というところで、歴史の本筋を明確にというのはどういうことかという、先ほど述べた神武天皇が初代天皇ですが、神武天皇以来、国家の大事のときには、常に天皇が権威を発揮したのだということと、天皇のもとにみんな統一国家がいまだに続いているという世界最古の稀有な例ですよ。誇るべきものだと思いますが、そういうことをしっかり記述すべきだと思います。

それから、国民は国の宝である、大御宝という思想、これは神武天皇の詔にもあるし、即位式の詔にもあるし、仁徳天皇の故事にもあるし、その他いっぱい例が挙げられます。国民をいかに大事に思っているかということですね。そういうものとマルクスの階級史観なんというのは全く相入れないものだと思います。

それから3番の「中韓隷属史観からの脱却」というのがありますが、何かというと、中国が一番進んでいて日本は後進国なんだという記述が目立つわけですね。そういう面ももちろんあったわけですが、必ずしもそうでない。縄文時代というのはもう既に1万数千年前からあるわけですから、中国とそんなに引けをとらないような文明もあるということですね。

それから、渡来人による文化伝来ということがやたらと使われるわけですが、渡来人という言葉遣いがどうも余り適切でないように思います。ほとんどはみんな帰化しているんです。とりわけ朝鮮半島からの人たちは、高句麗、新羅、百済3国の争いで日本に亡命し

てきた人々である。ほとんどは帰化人である。日本人になっているわけです。初代は確かに渡来したのには間違いありませんけれども、それをいつまでも渡来人、渡来人と言っているのはおかしいと思います。例えば仏教伝来の聖明王だって、あれは軍事的支援と政治的支持を得るために帰化人を送り出して、種々の先進技術を伝えたということの一例ですね。

それから、全部やっていると切りがありませんが、「英雄たちと天皇」というところで、先ほども少し触れましたが、頼朝等の政権確立のときの天皇の權威の効果というのは非常に大きなものがありました。それから、明治維新によって明治天皇と元老との関係が非常にうまくいって、国家がうまく機能したわけです。そういうことも十分教える必要があると思います。それから、秀吉の政策として、兵農分離ということで刀狩令というのがありましたね。これで兵農分離が行われて社会が安定したという非常に大きなポイントになると思います。そういう観点で書いてある教科書は少ないです。

それから、平和が長く続いたので、爛熟した文化を多くの人々が楽しみました。そこから浮世絵のようなものも出てきたわけです。あるいは歌舞伎なども盛んになりました。

それから、倭寇というと、何でも日本人が悪いことをしたという記述が目立つのですが、倭寇も前期と後期とあります。前期の倭寇には朝鮮人、後期には中国人が大勢いて、日本人はほんのわずかです。そういうことを全然書いてない。それから、単なる海賊ではなくて、国際商人でもあったことも記述してない教科書が多い。

戦争は先ほど述べました。本来日本の防衛戦争だということに、それを日本が侵略したというような記述が目立つのは非常に残念なことです。自分たちは侵略したんだ、そんなこと言っていたのでは、それで子どもたちに国を愛する心を育てろといったって、絶対にできるはずないです。

それから、戦後、アジア諸国が独立しました。日本の緒戦の快進撃は、植民地各国に勇気を与えました。日本の占領時代に、独立軍養成などもあって、戦後各国で独立戦争が行われた。日本軍の将校・兵士も参加したケースも結構あります。それがアジア諸国の独立に大いに貢献したにもかかわらず、教科書によっては、日本の敗戦により植民地が独立したのだと記述する教科書があります。全く不可解です。

それから、共産主義は、ソ連の消滅を経て、国民の大虐殺、数千万人の国民を殺したということもわかっているわけです。それにもかかわらず、いまだに共産主義を美化する教科書が目立ちます。先ほども少し言いましたマルクス主義的な階級史観にとらわれた民衆対少数支配者の対立概念で社会をとらえる教科書もあって、大御宝精神に貫かれた皇室の

伝統と全く合わないわけです。

それから、文化面ですが、やはり日本の文化というのは、飛鳥、天平、それから鎌倉、江戸文化、これが特筆すべき文化ではないかと思うのですが、法隆寺を初め、東大寺、東大寺にはいろいろなものがあります。先ほども述べました、せめて東大寺の大仏をつくった国中連公麻呂とか、法隆寺金堂の釈迦三尊像をつくった止利仏師とか、興福寺の阿修羅像をつくった將軍万福とか、そういう人たちの名前ぐらひは教科書には書いてほしいと思うわけです。外国人のほうが知っていて、日本人が知らないということがそのうち出てきますよ。

それから、江戸文化は、先ほどのジャポニズムの話をしました。江戸の学問というのいろいろすばらしい要素がありまして、本居宣長の国学が古事記の研究から生まれた。それから8代將軍吉宗が、キリスト教と関係のない西洋の書物を許したので、蘭学が発展して、杉田玄白、前野良沢、解体新書などがあらわされるようになりました。

それから、明治は、ご存じのようにいろいろな優秀な人たちが輩出したわけです。等々いろいろな観点があると思うのですが、確かに細かくやるのは、やり過ぎると、もうそれは確かに問題があると思いますが、要するに、生徒にどうしても覚えてほしいという重要項目に関しては、どう記述されているかということ客観的に評価して、その評価結果がわかるような調査報告書にしてほしいというのが私どもの最初の請願だったわけです。

これは単なる例ですから、何も皆さんがこのとおりにやる必要はないわけですが、参考にして、こういうものを使って、その下の下部機構にやれというのは無理なのかもしれませんが、せめて教育委員会の皆さん自身が採択を決定するときに、参考にする資料としていただければと思うのです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

休憩いたします。

午前 10 時 39 分休憩

午前 10 時 40 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述が終わりました。

請願第2号の願意の実現性、妥当性について教育長の説明を求めます。

○**教育長** それでは、請願第 2 号について申し上げます。

請願第 2 号は、歴史教科書採択に関し採択チェック基準改良の例示についてでございます。ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

先ほどの請願第 1 号と同趣旨というふうに考えます。この歴史教科書採択に関し採択チェック基準という名称でございますが、これは先ほども申し上げましたが、町田市立中学校教科用図書調査研究委員会報告にある項目のことととらえました。

この項目につきましては、先ほどの請願第 1 号でも述べましたとおり、町田市教育委員会が制定した教科用図書選定基準は、東京都教育委員会が作成した平成 17 年度使用教科書調査研究資料の調査項目に準拠しているものでございます。

町田市教育委員会といたしましては、請願で例示をされた内容につきましては、申し上げたように、この教科用図書選定基準に包含されているものと考えておまして、先ほど申し上げたようなさまざまな資料を参考に、自らの責任、見識に基づいて、適正に教科書採択を行っていると考えております。したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 2 号については不採択とすることが適当であると考えております。

以上でございます。

○**委員長** 以上で願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

これより審議に入ります。ただいまの請願者の意見陳述、並びに、願意の実現性、妥当性の説明等について、何かございましたらどうぞ。

○**井関委員** 新しい基準の改良例ということで、日本史の授業を受けたような感じで、大変詳細だったのですけれども、全体は先ほどの請願第 1 号で私も述べましたように、基準は、教育委員会で平成 17 年度に使いました基準は、そんなに悪くないと思っています。今回は、お示しいただいたチェック基準例というのは改良例ですね、あくまでも参考であるとおっしゃられましたが、この基準の改良例と過去の教科書を見てみますと、望ましい記述に従っている教科書はどれかというのが浮かび上がってくる感じがします。そうしますと、教科書調査研究委員会のメンバーに対して先入観を与えてしまうというような感じがします。もちろん先ほど言いましたように、あくまでも参考だから、これをどう料理してもいいですよというお話ですけれども、そんな感じがしました。

○**委員長** 先入観の問題に言及されたわけですね。

ほかにございますか。

○高橋委員 私もいろいろ学校を見て回りますときに、社会科の授業を見ることもあるのですが、先生方は教科書をただ読むだけではなく、教科書を用いて歴史的な内容を教えていらっしゃると思います。なので、このように高山さんが書かれているようなことも、資料集の中にはあると思いますし、先生方の知識の中から話していらっしゃることもあるのではないかと思います。

また、この中で、江戸文化の浮世絵のことなども書いてありますが、これは美術の分野でも習うことで、その際に、ここに記述してあるようなことも先生方は話されているのではないかと思いますので、ただ単に教科書だけで判断して、こういうことを教えていないということではなく、資料集や先生方の知識の中から出ていることがあるということも知っていただきたいと思います。

以上です。

○岡田委員 今、意見陳述された中で、教科書がおくれているというようなコメントが何回かあって、私もそれは確かにそうだと思います。教科書は定石というふうに、ある程度確定した記述をするのが、教科書の性質として仕方のないものであって、特に歴史は今ほとんど、理科もそうなんですけれども……。

教科書がおくれているというようなご発言が意見の中にあつたのですが、そこは私も同感なんですけど、教科書というのは、もう教科書の性質上、確定した、定石と言われるような記述をすることが多いと思います。歴史とか理科とか、そういった教科においてはどんどん研究が進んでいくので、教科書の記述がなかなか追いつかないというような面も持っていると思います。

教科書そのもののとらえ方ですけれども、これは私は実は英語を教えていた立場から少し申し上げますと、やはり教科書は、先ほど高橋委員のお話しされたとおり、あくまで教材であって、教科書に書いてあることを、さらに子どもたちに理解しやすいような自分なりの表現で教えていく。あるいは、ここのところはもっと補足していきたいというような部分があれば、そういった資料を用いて指導していくというのが、すべての教科にわたって言えることだと思います。

先ほど申し上げたように、特に歴史、理科などでは、教科書のほうがやや時代におくれているというふうに言われるような部分があつたとしても、その部分は町田市教育委員会でも、さまざまな場面で先生方の授業力アップの講習、研修会を受けていただいていますし、都度都度、先生ご自身も研鑽に励まれているので、恐らくはそういった面での先生

ご自身の力で、教科書を補足して教えていただいているというふうに考えますので、教科書の採択チェックの基準というものを余り細かくしてしまうと、教科書は4年に1度の採択になっておりますので、逆に固定的になってしまうのではないかというふうに、また逆の心配もあるかと思えます。

以上です。

○委員長 それぞれご意見をちょうだいしました。かいつまんで言えば、教科書の内容、教科書をそのまま教えるのではなくて、教科書を使って指導をする。その中には、当然資料集も含まれるであろうし、教師の補足説明その他もあるということで、そういったようなことを総合的に指導の中で考えていく必要があるだろうというのが、それぞれの委員の趣旨ではなかったかなと思います。

確かに教科書が現実の実態と合わない、おくれている部分は、それはそれとして認めるけれども、そういったことを含めて、教師、指導者の補足とか、補助教材とか、そういったようなことで実際の授業を進めているということ。それから、教育長の説明の中にも、請願で例示された内容というのは、あくまで教科用図書選定基準に包含されていると考えているという説明もございました。

そういうことで、教育長の願意の実現性、妥当性についての結論は、請願第2号については不採択が適当であるということでしたけれども、不採択ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、請願第2号は不採択と決定をいたします。

続いて、請願第3号を上程いたします。

請願者から口頭による意見陳述の申し立てがございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認めます。

休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○委員長 再開いたします。

それでは、10分の範囲で意見陳述をお願いしたいと思います。

○請願者 私は鶴川に住んでおりますと申します。

サラリーマンをやっていたけれども、2年半ほど前に定年退職になりまして、サラリーマン時代は鶴川の駅を6時何分発で都心に向かい、大体深夜おおむね酒気を帯びて帰ってくる、そういうどこにでもいるサラリーマンでございました。

本題に入りますと、私の請願は非常にシンプルだと思うのです。読んだとおりですので、若干の補足といえますか、感想を述べたいと思うのです。

私も教科書の採択がどうなっているのか、よくはつきりは知らなかったのですが、このたび勉強しまして、町田市におけるこのような教科書採択の流れというのを入手しまして、大変難しそうだったのですが、1つ1つ読んでいきました。書いてあるとおり、教育委員会の下に調査協議会があり、調査協議会16名がいろいろまとめる。その下部に各学校、今20校ぐらいあるんでしょうか。それと調査研究委員会、それと一般市民のご意見をまた集約するというような形になっているかと思えます。

では、それが一体どのように具体的になっているのかというのを少し調べてみたら、私としては大変びっくりした結果が出てきました。まず各学校ですね。これは当然ながら現場ですから、やはり学校の意見が出てくると思うのですが、入手した資料では、2006年というのを入手しました。各教科書ごとにご意見が書かれてあります。先ほど来出ていましたように、所定の1が内容、2が構成・分量、3が表記・表現、その所定の形で書いてあるわけです。

それはいいのですけれども、これを見て実はびっくりしたのは、上から下まで「踏まえている」、「配慮している」、「適切」、「?」、「普通」、「普通」、「普通」とか、または「なっている」、「わかりやすい」、「どちらともいえない」、「工夫されている」、上から下まで「観点にほぼ即している」、ただ印刷してあります。こんなものばかりです。びっくりしました。これが実態なのかと。

先ほど来聞いていて、普通の方は、もう本当にきっちり調査しているのではないかなと。だけど、調査した結果をこう書いたのか知りません。しかしながら、走り書きで「わかりやすい」、「適切である」、「配慮している」。

それから、このページはどこの中学でしょうか。「観点にほぼ即している」。上から下まで同じですね。そうかと思うと、私、一応全部読んでみたのですけれども、ある中学とある中学が、上から下まで全く同じ文言が書いてありました。例えば「観点の内容」、これは

一番大事なところだと思うのですが、(1)に「学習指導要領に示された評価・目標・内容を踏まえているか」といったところにこういう報告事項が書いてあります。「目標の『国際社会に生きる民主的・平和的な国家社会の形成者として必要な国民的気質の基礎を養う』を踏まえていない』。そうすると、もう1個の中学でも全く同一の言葉が書いてあるのです。全く同じですね。片っ方は直筆、片っ方は印刷。

例えば3の「表記・表現」、こちらの印刷のほうでは語尾が「なった」、「した」という文体であるが、「なりました」、「しました」のほうが生徒にとってわかりやすい。こちらも全く同一です。上から下までその他の文章が全く同じ。これはどういうことなんでしょうか。

要するに、私が言いたいのは、この請願書に書いてありますが、残念ながら、今のこのシステムが形骸化しているのではないかと思わざるを得ない、失礼ながら、そう思ったので、請願したわけです。

先ほど来いろいろな答弁を聞いていますと、形骸化せずに、これが総合的に判断しているからいいんだというようなお言葉で進んでいると思うのですが、こういうのを見ると、そうは思えない。これが学校ですね。これを、それこそ表にして、いろいろな一般の方が見たらびっくりするかと思うのです。教育委員の方も当然見ていると思うのですけれどもね。これが学校の現場から上がってきた。

別途5名から6名の調査研究委員会というのがあるわけです。これは教科ごとに何かやっているわけです。では、ここからどういう資料が出てくるのかと思って、これまた入手しますと、調査研究委員会報告書、これですよ。ご存じだと思うのですが、B4でまとめていますね。同じような観点、「内容」、「構成・分量」、「表記・表現」、これはもう先ほど来出てきたのを一表にして、20校から出てきた意見を1列にまとめているだけです。

そうすると、これを見ると、全部抽象的に書いていますから、何が何だか、どれがいいんだか悪いんだか、どういうぐあいなのか悪いのかわからないのです。ですから、こちらの書式もこちらの書式も同じような書式ですけども、判断根拠が見られないというのが私は困る。さっき言ったように、「普通である」、「なっている」、「配慮されている」。何だかこういう投げやりというか、上から下まで「おおむね適切である」などと書いてある。これは判断根拠で、先生方、こちらの研究委員の方ですか、何をもとにこうやったのかなと私は理解に苦しみます。

では、そういったものの意見を引き上げて、町田市立の図書調査協議会、16名の委員の方で、ここでは学校、調査研究委員会、保護者、市民から上がってきたものを総合的に検

討して協議する。どういふのが上がってくるかという、さらに抽象的だ。これですね。たった1つの教科書に対して5行でコメントが書いてある。どれを読んでも全部いいことしか書いてなくて、何がどうなんだか、どれを読んでもどの教科書もすばらしいように見えてしまう。わからない。

この協議会が教育委員会に上がってきて、教育委員会としてさらに判断しているというふうには私は理解しているのですが、先ほど来、実際個別に家で教科書をそれなりに精読しているという意見もありましたし、それなりにやっていると思うのですけれども、私が言いたいのは、システムとして直さないともまずいのではないか。逆にこのような学校からのほんの5文字、6文字で書いてあるのがパッと出てくる。これは、こういうことでいいということは、やはりどこかたどっているといったら変ですけども、形骸化している。これも公開すればいいのですよ、こういうのは、ある意味。そうしないと、やはりまずシステムを改善しないとだめだと思うのです。そういったことが私の請願の趣旨でございます。

ですから、先ほどの請願者と意見がかなり重複しているかと思うのですけれども、そういったシステムの中で、何度も言うように、こういうチェックシステムがある。「内容」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」、この4点ですね。これが実際にどういう判断で、どういう根拠でこういう言葉になったのかというのが見えないのです。ですから、こういう文章を見て、どれがいいのか悪いのか判断しているのが、私は不思議だなと思ってしまうのではないのです。

それと、この手続の流れに、東京都教育委員というのがこの上のほうに書いてありましたので、ここからどういう資料が出てくるのかなと思って入手しますと、さっきお話にも出ていましたけれども、これは何か東京都のホームページにも張りつくそうですね。何か6月ごろにまた。これを見たら、逆にすごく具体的なんですね。先ほど来、これも参考にしているというふうなお言葉もあったかと思うのですが、これを見ると、逆にそれまでが抽象的だったので、私がびっくりしたのは、非常に具体的で、例えば請願にも書いてありますように、具体的なんです。

例えば項目を、A、歴史上の人物を取り上げている箇所数。これは平成22年、23年使用のものなんですけど、例えば箇所数にしても、ある出版社は208カ所です。ある出版社は488カ所。人物の数が倍違うのです。数が多ければいいというものではないでしょうが。それからまた、現在に伝わる文化遺産を取り上げている箇所数、これが一番少ないのが294、一番多いのは594とか。それから国際関係、文化交流を取り上げている箇所数とか、他民

族の文化、生活を取り上げている箇所数、これはもう本当にいろいろと一目で数字でわかります。

それと、数字だけではなくて、具体的な調査研究、文化人なり、そういった人の具体的な名前も全部ここに書いています。こういった人たちが現在にいましたよという説明です。歴史上の人物です。非常に具体的です。ですから、これも当然参考になさっているとは思いますが、こういったように、見えるものでやらないと、先ほど来言っているように、上から下まで「適切である」、「配慮している」とか、ある中学とある中学は、一言一句同じ言葉が書いてあるとか、「普通」、「見やすい」、「？」と、はてなマークが書いてあるだけとか。

こんなものでやっているということ、一般の人、市民は知らないと思います。教科書採択の流れを見ると、何か難しいいろいろな意味があって、相当難しく日夜やっているであろうと思うのですが、やっているのかもしれないけれども、こういうのを見ると、そうは思えない。ですので、私はこの請願書にも書かせていただきましたが、残念ながら、今のこのシステムというか流れが、若干形骸化しているのではなかろうかと思わざるを得ないと思うのです。そんなところが私の意見というか、感想ですので、ぜひともこの辺のシステムを少し直さないはずいのではないかと思うのです。

また今年も、こんなような上から下まで「配慮している」、上から下まで「おおむね適切である」と印刷したような、こんなものが出てきていいのですかと思うのです。ところが、先ほど来の教育長とかの意見を聞いていると、総合的に判断しているからいいんだ。そんなことをおっしゃっていましたので、私はどうもそれはおかしいのではないかなと思っています。

私も民間会社にいたので、こういう会議のときに、私のいた会社は毎日改善というふう唱和していたときがあるのです。この手続の流れにしても、その前年にしても全く1つも変わってないですね。たまには改善としていただきたいと思うのが、私の請願の趣旨でございます。とにかくこういうシステムをパッと変えるのは確かに難しいかと思うのです。しかしながら、内容のある、実のある議論をするためには、どこかで少しずつ変えていかないといけない。

先ほど来の具体的な例も、さっきの請願者から出ていまして、私もそういうのをつくってみようかなと思ったのですけれども、また大変だし、かえってそういうのはまた問題になると思うので、とにかく現状のやり方を改善していただきたい、そういうのが趣旨でござ

ざいます。

また、急には難しければ、先ほどの東京都の具体的なものを大いに使って、参考にしてやらないと、この3者、調査研究委員会なり、調査協議会なり、各学校なりの意見が、どこのだれが見ても、どれがどう違うのかは判断できないです。判断根拠が見えないということでございます。

それと、余り関係ないのですが、教育委員会のホームページを見させていただきましたら、「教育目標」の中の「基本方針」の2に、「学校の教育力の向上」というところがありまして、その中の「施策方針」が（1）から（6）ありまして、（1）が、「学習指導要領に則った教育課程、教育活動を計画的に進めることができるよう支援します」となっています。これは実は前回まで（2）だったのですね。（1）に持ってきたことは、私は評価したいと思います。つまらないところですが、（2）だったのが（1）に来た。当然ながら、学習指導要領にのっとったものでなければいけない。ですから、先ほど来言っているチェックシステムを教育指導要領。

先ほどどなたかおっしゃったように、そんなものをつくっちゃうと膨大なことになっちゃう。ですから、チェック票というのは、ポイントだけをやればいいのです。この教育委員会なり何なりが会社の役員会だとすれば、役員が細かいことをやっていたらしようがないと思うのです。そういうシステムづくりのためにも、現状の採択の手續の流れの役割をもう少し明確といいますか、役割、判断根拠が見えるようなシステムにしないとまずいのではないのでしょうか。ぜひ改善をお願いしますというのが私の趣旨でございます。ありがとうございました。

○委員長 休憩をいたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

請願第3号につきまして、願意の実現性、妥当性について教育長から説明を求めます。

○教育長 それでは、請願第3号につきまして申し上げます。

請願第3号は、教科書採択の方法に関する請願でございます。ただいまこの請願についての意見陳述がございました。この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第3号の趣旨は、現在の採択の方法は形骸化している面があり、より適正に多面的に判断できるやり方に直すべきというものでございます。

初めに、各学校からの学校調査研究報告書は、調査研究委員会が作成する報告書であるところの町田市立中学校教科用図書調査研究委員会報告と観点が同一であり、学校によって意見がさまざまであるというご指摘をいただきました。しかしながら、調査研究委員会や各学校が同じ項目で評価することこそ、評価の精度を上げることにもつながるものでございますので、評価が分かれることは十分あり得ることだと考えております。

町田市教育委員会といたしましては、これらの報告書はもとより、請願者もご指摘になっておりました東京都教育委員会が作成した平成17年度使用教科書調査研究資料、及び教科書展示会における保護者、市民の意見等もさまざま参考にしながら、自らの権限、責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っております。

さて、まず請願にございます1から3共通の改定案、この①についてでございます。教科書選定基準(1)の「内容」、①の学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか。②の学習指導要領に示された内容の取り扱いに配慮しているか。これでは抽象的であるというご指摘についてでございます。

この項目につきましては、請願第1号の際にも申し上げましたとおり、東京都教育委員会が作成した平成17年度使用教科書調査研究資料の調査項目に準拠して、町田市教育委員会が制定した教科書選定基準の一部でございまして、先ほども申し上げたように、総合的な視点から設けたものでございます。町田市教育委員会では、この教科書選定基準に基づいて、調査委員会からの報告、各学校からの報告とともに、請願者のおっしゃっておられたことを繰り返すようになりますが、東京都教育委員会が作成した平成17年度使用教科書調査研究資料の内容、及び教科書展示会における保護者、市民の意見等、さまざまに参考にしながら、自らの権限と責任、見識に基づいて、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

次に、1から3共通の改定案の②「町田市の地域性に合っているか」は、削除したほうがよいのではないかというご指摘についてでございます。学習指導要領の社会科、歴史的分野の目標の(4)には、身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して、歴史に対する興味、関心を高め、さまざまな資料を活用して、歴史的事象を多面的、多角的に考察し、公正に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てるとございます。また、町田市教育委員会の教科書選定基準がよりどころといたしました東京都の教科書調査研究資料

には、東京に関する歴史的事象、身近な地域の歴史を取り上げている箇所などが項目に入っております。

この身近な地域の歴史として町田市を見てみますと、例えば町田市でも木曾町周辺で石器が発見されたり、古墳が発見されたりしております。そのほか、鎌倉時代の城址も発見されておりまして、特に歴史的な事柄については、町田市の地域性とも関連があると考えております。これらの点からも、この項目を削除するという必要はないと考えております。

次に、チェック項目の改定が緊急に困難であれば、つまり、教科書選定基準の改定が困難であれば、先ほど申し述べた東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料を活用し、具体的な記載をすべきという改定案についてでございます。このことにつきましては、申し上げてきておりますように、従前より町田市教育委員会では、都の教育委員会が作成した該当年度に作成される教科書調査研究資料を活用しているところでございます。今回の教科書採択に向けた教科書調査研究資料が、6月の下旬にでき上がるとの回答を東京都教育委員会から得ておりますので、引き続き参考にしてまいりたいと考えております。

以上のことから、町田市教育委員会といたしましては、請願第3号については、改定案の①と②については不採択とすることが適当だと考えます。

なお、もう1つの改定案につきましては、願意が既の実現されているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

これより審議に入ります。請願者の意見陳述、並びにただいまの教育長の説明等について、何かございましたらどうぞ。

○井関委員 請願者の方が、町田市教育委員会の教育の「基本方針」の中の「施策方針」で、「基本方針」の2の「学校の教育力の向上」に関する「施策方針」の1番と2番の順序が今年変わっているということをご指摘になられました。それは昨年のも見てない限りわからないわけですから、感銘いたします。よく調べられていると思います。

私の感想からいきますと、私、関係しているのは、協議会の調査報告書です。5行ずつ、1つずつの教科書に書いてあるような、あれに関して言えば、どれがいいのかわからない。反対に言えば、どれでもいいということになるのかもしれませんが、実はこれは、私個人も読むのにかなり苦勞して、協議会の委員長とか、ほかの方に話す機会に、随分食いついて、どういうことなんだということを聞いて、それでかなり苦勞して理解しました。

ただし、結果として入手されるようなものはそういうことは書いてなくて、すべてあの5行の中で判断しなさいということですから、確かに市としては、教育委員会としては余りよくないことかもしれません。

全体の請願の採択、不採択は、今、教育長さんがおっしゃいましたように、いろいろなことがたくさん書かれているものですから、不採択になるのだと思うのですが、これからのご説明の中で、それを頭に置いていきたいと思います。

あともう1つは、東京都の資料にいろいろな事項、項目、あるいは箇所数というのが書いてあって、それも見ていますけれども、そういうので、10点法をつかって採点したときというのを考えてみますと、自分は自分なりにその10点に近いような何かを考えてやっているわけですが、家電製品というか、電気製品なんか買うとき、カタログを集めて機能を比較します。そうしますと、大体どれもいいと思うのは、平均的な機能を持っているものです。実際に買ってみると、使わない機能を一生懸命、どこが中心かはっきりしてなかったためでしょうけれども、それだけ使わない機能がいっぱいあったり、壊れやすかったり、かえってカタログに書いてないようなことでがっかりすることが多い。これは、選んだ人が悪いといえばそうなんですけれども、ところで、メーカーのほうも、ユーザーの嗜好を考えて、ユーザーが満足する項目を全部書いてある。

例えば教科書の場合でも、実際によく見ていただくとわかりますけれども、紙質は再生紙を使っています。インクは植物性を使っています。それから色弱の方に対する配慮もされていますというようなことが書いてあって、なるほどいいなというような、そういうのを全部入れると、本当にたくさん教科書会社も工夫しております。そういうことで、今、私の全体的な感想になるかもしれませんが、述べさせていただきました。

○教育長 さまざまご指摘ありがとうございました。特に前段の部分で、システムの形骸化ということのご指摘がありました。改めるべきは改めるべきではないかというご指摘もあわせていただいたと思っておりますので、この請願の願意の実現性、妥当性については、先ほど私が申し述べたとおりですけれども、そのご指摘について、改めるべきは改めてまいりたい、工夫できるところは工夫していきたいというふうに事務局の責任者として考えております。

以上です。

○岡田委員 今、教育長のほうからもそのようにおっしゃっていただいたので、本当にありがたいと思うのですが、今ご指摘いただいた部分で、ああ、なるほどなと思わさ

れる部分は私もありました。

ただ、現在の調査研究報告書の場合は、これは質問の形が「踏まえているか」、「配慮しているか」ということで、イエス・ノー・クエスチョンの形になっていますので、結果として内容的に同じになるのかな。また逆に、踏まえていない場合は、そこについて個別に質問をすることが可能であるということはありませんけれども、今のような書式のシステムが果たしていいのかどうかということにつきましては今後考えていきたいと思います。

最後の、井関委員のほうからもありましたけれども、東京都の資料ですが、東京都のほうからいただいている教科書調査研究資料につきましては、先ほど来申し上げているのですけれども、教育委員は全員が教科書にすべて目を通して見えています。ただ、精読してすべてを見比べるときに、この東京都の資料というのは、先ほど井関委員が、カタログを例にとりて言っていたのですけれども、このところがポイントで、ここが比較するポイントだよというのを見定めるときに大変参考になるものですので、私はそういった意味では、これは必ず教科書の見本本を自宅に届けていただく前に、このプリントしたものを教科書調査研究資料というものでいただいていますので、これを見て、また自分の目で教科書を見ながら、このところはどういう記述をしているのか、特に精読すべきところを見定めるためにも参考にさせていただいておりますので、ここでご心配いただきましたけれども、この資料に関しては十分参考にして活用していますので、そこはご安心いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

請願者のご指摘いただいた問題点の中で、改めるべきところは改めるにやぶさかでないという方針は、現に教育委員会は持っております。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

そして、その中で、やはり各学校ごとの報告書については、逆に精度を上げるために、同一項目での評価ということで、分かれたり、あるいは全く同じであったりということは当然あるということ、予想の範囲で行っておりますので、それをご理解をいただければと思います。

そして、各委員もごも発言がありましたけれども、東京都の教科書調査研究資料、請願者も指摘されましたけれども、非常に具体的に数その他書いてございます。それを参考にということも、私どもは十分採択の参考にしておりますので、それらについても、各委

員からこもごも意見、感想として出ました。そしてさらに、地域の特性ということについては、教育長から話がありましたように、町田市自身の石器が発見されたり、古墳が発見されたり、鎌倉時代の城址も発見されているので、地域特性として、これは削除する必要はないというふうを考えるという趣旨の話がございました。

ほかにご意見がなければ、以上で質疑を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

請願第3号に対する教育長の願意の実現性、妥当性の中の説明で、請願第3号については、改定案の①、②については不採択とすることが適当である、このようにおっしゃっております。それから、もう1つの改定案が、願意は既の実現されているということで、あえて採択の必要はないということで説明がございました。

ということは、請願第3号につきましては、不採択ということに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、請願第3号につきましては、不採択という結果になりました。

続いて、請願第4号を上程いたします。

教育長から、願意の実現性、妥当性についての説明を求めます。

○教育長 それでは、請願第4号について申し述べます。

請願第4号は、教科書採択に関する請願でございます。この請願は、教育基本法、学習指導要領の趣旨を十分に酌み取り、偏向した歴史観にとらわれることなく、事実に基づき、公正かつ適切な教科書の採択を願うというものでございます。

教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。また、東京都教育委員会からの「平成24年度使用教科書の採択方針について」の通知には、今年度におきます教科書の採択に当たっての留意事項として、採択は採択権者が、自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと、採択権者の教育方針、及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこととの指導を受けております。

町田市教育委員会では、今回の教科書採択にかかわらず、従前より公正かつ適切に教科書の採択を行ってまいりました。また、町田市教育委員会では、請願者のご指摘をいただいている歴史教育及び公民教育のみならず、すべての教科の学習内容が重要であり、すべての教科の教科書の採択が公正かつ適切に行われなければならないと考えております。

したがいまして、請願第4号につきましては、既に町田市教育委員会がとっている立場そのものでございまして、願意は既に実現されていることから、採択の必要はないものと考えております。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

これより審議に入ります。何かございますか。

○高橋委員 請願の中にありますように、国の将来を担う青少年には、自国の歴史、文化、伝統を尊重し、誇りや愛着を持ち、将来に夢の持てる、そして立派な国民として成長するための教育が私も大変大事だということを常々思っております。私も1人の大人として、あらゆる機会を用いて、子どもたちには日本や日本人のよさ、すばらしさを伝えていきたいと、いつも願っております。

先日、道徳授業地区公開講座に行きましたときに、東日本大震災のことについて、子どもたちが道徳の授業の中で学んでいました。その資料の中にも、日本人が冷静、沈着に対応したということや、自分も被災に遭っているにもかかわらず、他の人のことを思いやる心の強さ、優しさがあるということを子どもたちは学んでいったと思いますが、本当にそういうあらゆるところで、教育の現場では、日本人のよさを言葉にして子どもたちに伝えていると思うし、子どもたちも自ら考えて、またテレビのニュースなども見て、そういうことを考えていると思います。

音楽の分野では、和楽器の演奏など、私が中学生のころには、琴を実際に弾いたりすることはなかったのですが、ある学校では、琴を実際に子どもたちが弾いていました。また、国語の授業では、古典文学や情緒豊かな文学作品を、美しい日本語で書かれた、そういう文学作品を声に出して読んでいますし、社会の授業では、歴史を学ぶ中で、また、美術の教科書には、多くの日本の文化芸術作品が載っており、そういうものを鑑賞する中で、子どもたちはあらゆる角度から日本のよさを学んでいると私は感じております。

今年度、教科書を採択するに当たり、総合的な視点に立って、公正かつ適切に教科書を選んでいきたいと思っておりますが、教育現場で実際にこういうことが今行われているということも皆さんに知っていただきたいと願っております。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

請願第4号の願意につきましては、教育長の説明にもございましたように、既に従前か

ら町田市教育委員会の教科書採択に当たっての基本的なスタンスとして、十分にその願意は実現されているという趣旨の説明がございました。

したがいまして、あえて採択の必要はないというのが結論でございますけれども、不採択ということで決してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、以上で質疑を終了します。請願第4号につきましては、願意が実現されているということで、不採択に決しました。

以上で請願の上程審議を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開はおおむね5分後、11時30分からといたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

○委員長 再開いたします。

議案審議事項、議案第9号から審議を開始したいと思います。議案第9号「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第9号についてご説明申し上げます。町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件につきましては、生涯学習部に特命担当部長として図書館担当部長を設置したことに伴い、図書館担当部長の専決事項について明確にするため、改正をするものでございます。

その内容につきましては、2枚目の規程、変更内容にあるとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたしました。

議案第10号「町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関

する規程の一部を改正する規程について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第10号についてご説明申し上げます。町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件につきましては、先ほどと同様、生涯学習部に特命担当部長として図書館担当部長を設置したことに伴い、改正を行うものでございます。

2枚目の規程の変更内容をご覧いただくように、特命担当部長を加えたものでございます。

説明は以上です。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第13号「町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第13号についてご説明申し上げます。町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

本件につきましては、忠生第一小学校の名称について、町田市制施行前の名称として地域住民に親しまれていた忠生小学校への変更を希望する旨の請願が平成23年第1回市議会定例会において採択をされました。そこで、請願の願意に沿いまして、忠生第一小学校の名称を変更するため、改正をするものでございます。

なお、この条例は平成23年第2回市議会定例会へ上程することを予定しております。

2枚目にごございますとおり、忠生第一小学校を忠生小学校に改めるという内容です。

説明は以上です。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○岡田委員 附則に「平成 23 年 11 月 5 日から施行する」とあるのは、この 11 月 5 日という日付に何か根拠があるのでしょうか。

○学務課長 こちらは開校 100 周年の記念式典をこの日に行う予定でございます。地域の住民の方、卒業生、また学校による式典の日に合わせて改正をしたい、そういうことでございます。

以上です。

○高橋委員 年度途中でこのように名称が変わるといことで、現場のほうでは困るようなことはないのですか。

○委員長 年度の途中で、校名変更で何か混乱その他が起きないかという質問です。

○学務課長 年度の途中で変えるということは、先ほど申しましたとおりに、学校と地域住民、皆さんの願意でやっているということでございます。そのために準備もしているということを聞いておりますので、特にそれによって混乱が起きることはないものと考えております。

以上です。

○学校教育部長 今回の忠生第一小学校から忠生小学校へということですがけれども、今実は忠生第一小学校の校歌、校章が、忠生小学校、忠小となってございますので、大きな混乱というのは学校の中では起こらないという形で考えてございます。

○委員長 それから、この変更に伴って、いわゆるナンバーが、忠生第三小学校だけになりますけれども、そのことについては当該校、つまり忠生第三小学校、あるいは地域の住民の方々、その他、ほかから意見等は寄せられているのでしょうか。

○学校教育部長 忠生地区、これでスクールナンバーが入るのが忠生第三小学校だけになります。そうしまして、忠生第三小学校への影響ということでございますけれども、地域から意見については何も来ておりません。ただ、教育委員会としまして、忠生第三小学校のほうに一応調査をさせていただきましたところ、忠生第三小学校については、現在は校名変更は考えていない。地域住民の方についてもそういう動きは全然ないということで、当面といいますか、何もなければ、忠生第三小学校をそのまま継続するという意向でございます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 13 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第14号「(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会委員の委嘱について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第14号についてご説明申し上げます。(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会設置要綱第3に基づき、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称の設定に関し、調査検討するため、委員として委嘱をするものでございます。

任期は、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会の報告日までということになります。

委員の一覧につきましては、2枚目の一覧表のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第15号「学校医の委嘱について」を審議いたします。

教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長 議案第15号についてご説明申し上げます。学校医の委嘱についてでございます。

本件は、町田市立高ヶ坂小学校の内科校医である栄山先生の2011年5月31日付の退任に伴いまして、社団法人町田市医師会様より後任内科校医の推薦がありましたので、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき、委嘱を行うものでございます。

なお、委嘱期間ですが、前任者の残存任期とし、2011年6月1日から2012年3月31日までとなります。

別紙にございますように、後任の内科医の先生は風張先生でございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第16号「町田市立学校結核対策委員会の委員委嘱の臨時専決に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第16号についてご説明申し上げます。町田市立学校結核対策委員会の委員委嘱の臨時専決に関し承認を求めることについてでございます。

本件につきましては、町田市立学校結核対策委員の任期満了に伴い、町田市立学校結核対策委員会設置要綱に基づき、委員として、2011年4月1日臨時専決処理をいたしましたので、本教育委員会において承認を求めるものでございます。

委員の一覧は別紙にあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○岡田委員 委員委嘱の件ではないのですが、結核が、今町田市の学校で、どのような状況で感染者が出ているのかとか、現状について、もしご報告いただければと思うのですが。

○保健給食課長 現在、東京都においては、結核の発生率は横ばい状態になっております。町田市においてということなのですが、町田においても、学齢期のお子さんの発症はかなり少ないということで、一番多いのがやはり高年齢の方、それと、今、特徴的なこととしては、20代の方の発症が多いということで、形としては2つのこぶがあるというような形になっております。20代が多いというのは、都市型というようなことで、都市によく見られる形だということです。

以上でございます。

○委員長 岡田委員の質問の趣旨は、多分、学校結核ということなので、現在、小・中学校の児童・生徒の結核罹患の状況とか背景等があったらということだと思っておりますけれど

も。

○保健給食課長 去年、1件、ボランティアで入っていた学生の方が結核を罹患いたしました。その小学校に来ていたということで、保健所のほうで検査に入ったということがあります。ただ、そのときについては、教員も含めて、学校での感染者はないということです。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第18号「町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第18号についてご説明申し上げます。町田市立中学校教科用図書採択方針・選定基準及び評価方法についてでございます。

本件につきましては、本年度は、2012年度、来年度から使用する中学校教科用図書の採択替えの年に当たりますので、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3第1号により、採択方針、選定基準及び評価方法を決定するものでございます。

その採択方針、選定基準、評価方法につきましては、別紙にあるとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○岡田委員 先ほどの請願の中でもありましたように、教科用図書調査協議会の報告書等の書式についての改革というか改定は多少あり得るかもしれないということはあるかもしれませんが、図書選定基準そのものは、このままでもいいというふうに考えます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第20号「町田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第 20 号についてご説明申し上げます。町田市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

本件は、2011 年 5 月 31 日をもって町田市文化財保護審議会委員の任期が満了するため、町田市文化財保護条例第 37 条及び第 41 条の規定に基づき、委員として委嘱をするものでございます。

任期は 2013 年 5 月 31 日までということになります。

委嘱を行う委員の一覧につきましては別紙にあるとおりでございます。

説明は以上です。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○**井関委員** 新任の方 2 名、阿部様、八木橋様の現職名か職業がわかったら教えていただけますか。

○**生涯学習課文化財担当課長** 新任の先生について説明いたします。

阿部委員につきましては、現在、帝京大学の文学部の教授でございます。専門分野につきましては、考古学ということになっております。もうお一方、八木橋伸浩先生につきましては、玉川大学のリベラルアーツ学部の教授でございます。あわせまして、荒川区と調布市のほうで文化財保護審議会委員として活躍されております。

以上でございます。

○**委員長** ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 20 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 21 号「町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第 21 号についてご説明申し上げます。町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

本件につきましては、町田市立鶴川駅前図書館を設置するため、改正を行うものでございます。この条例は平成 23 年第 2 回町田市議会定例会へ上程を予定しております。ちなみ

に、鶴川駅前図書館のオープンは2012年9月を予定しております。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第22号「町田市公民館運営審議会委員の委嘱(解嘱)について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第22号についてご説明申し上げます。町田市公民館運営審議会委員の委嘱(解嘱)についてでございます。

本件につきましては、町田市公民館運営審議会委員(学校教育関係者)である岩本幸治氏が2011年3月31日付で定年退職されたことに伴いまして、後任として町田第二小学校の校長に就任された菅谷万里子氏を小学校長会から推薦をいただいたため、町田市公民館条例第5条に基づき、委員として委嘱をするものでございます。

任期は、前任者の残任期間である2012年4月30日までとなります。

委嘱(解嘱)の内容については別紙にあるとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第23号「感謝状の贈呈について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第23号についてご説明申し上げます。感謝状の贈呈についてでございます。

本件につきましては、小・中学校の科学教育センターの活動において、長年にわたりご支援をくださいました東京都立町田工業高等学校、東京ガス株式会社神奈川西支店、協和

発酵キリン東京リサーチパーク中西聡氏に対し、町田市教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱要領第2の規定に基づき、感謝状を贈呈いたしたいということで、同意を求めるものでございます。

それぞれの感謝状の内容は、別紙に添付したとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

○高橋委員 学校やこの企業はどのような形で支援をしてくださったのか、具体的に教えてください。

○教育センター担当課長 まず東京都立町田工業高等学校でございますが、こちらは、中学校の科学教育センターにおきまして、2003年度から光センサーのテーマにおいて、ずっと今年度までご支援くださっております。それと、東京ガスでございますが、東京ガスにおいては、小学校科学教育センターにおきまして、2007年度から出前授業という形でご協力をいただいております。それと、協和発酵キリン東京リサーチパークにおきましては、小学校、中学校ともに、科学教育センターのほうでご支援いただいております。それぞれ2000年度からご支援いただいております。テーマに関しては、協和発酵は、中学校のほうは微生物、また免疫についてでございます。小学校のほうにおきましては、特に微生物と聞いております。

以上です。

○岡田委員 小学校の授業を見に行きましたときに、東京ガスさんは小学校の授業にも出前授業をさせていただいているようですけれども、そちらのほうの感謝状はまた別口で、これは科学教育センターのほうに限定しての感謝状ということでしょうか。

○教育センター担当課長 はい。そうです。今回に関しましては、科学教育センターにおいての形で限定させていただきます。

○委員長 今おっしゃったのは、学校への出前授業というのは、正式の理科の授業に出前をしてくれているのですか。それとも何かほかの行事で。

○岡田委員 授業内で東京ガスの方が来て化学の実験みたいなことを子どもたちに見せてくださっているのを2度か3度見た経験があるのです。

○教育長 具体的にどういう形でやられているかというのを調べてみたいと思います。もし同じ感謝状で、しかも町田市教育委員会から差し上げるのに、科学教育センターのこと

だけなのかということになってもあれなので、そこら辺はもう一度調査をさせていただいて、実際の授業においてもご協力をちょうだいしているということであれば、それを含めた感謝状ということでもよろしいのではないかと思いますので。

○委員長 私も何回か見たことがあるのです。絶対温度をうんと低くしていく。そういう実験ですよ。

○岡田委員 そうですね。あと、燃焼の実験とか。

○委員長 では、それはそういうことで調べていただくと。

○教育長 またその状況で、変更する場合についてはご報告をさせていただきたいと思えます。

○委員長 それでは、以上のことを含めて、議案第 23 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 24 号「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第24号についてご説明申し上げます。町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

本件につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令及び同令施行規則の改正に伴い、障害等級等に関する規定の整備を行うため、一部改正を行うものでございます。

なお、この条例につきましては、平成 23 年第 2 回町田市議会定例会へ上程を予定しております。

条例の改正の内容は、別紙に添付しているとおりでございますが、政令並びに政令の施行規則の改正に伴って、あわせて一部改正を行うものでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 24 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 53 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○委員長 再開いたします。

日程第 2、月間活動報告に移ります。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会関連の主な活動状況についてご報告をいたします。

前回の教育委員会定例会は 4 月 8 日で行いました。その日の午後、国際版画美術館で開催されております駒井哲郎展のオープニングに、委員長ほか委員の皆様と伺ってまいりました。

4 月 11 日ですが、東京都市教育長会の会計監査が東村山市で行いました。私は教育長会の会計監査を仰せつかっておりましたので、会長市である東村山市のほうにお伺いをいたしまして、三鷹市の教育長とともに監査をしてまいりました。特に異常は認められませんでした。

続いて 12 日ですが、3 月 11 日の大震災の際、市内の中学 3 年生が校外学習に出ている折にあの震災に遭遇をいたしまして、交通機関がストップして帰れなくなったということで、新木場駅の近くで交通が途絶してしまったということだったわけですが、たまたま新木場駅のすぐ近くの出版社の株式会社ぎょうせいのほうにお世話になることができまして、翌朝までの宿泊、それから社員食堂におけるおむすびやお茶等、非常に多大なお世話をいただいたものでございまして、このお礼に伺ってまいりました。先方は副社長さんが対応をしてくださいました。あわせて教育委員会として感謝状をお渡ししたところでございます。

同じ日の午後、町田市奨学資金審議会がございまして、富川委員長とともに出席をしてまいりました。

翌 13 日は辞令交付式ですが、この日に町田市の新入職員の配属がございましたので、市

全体の辞令交付式、そして教育委員会のほうの配属辞令の交付式に出席をしております。

翌 14 日ですが、校長役員連絡会がございました。

翌 15 日は、町田市議会の臨時会が開催されまして、委員長とともに出席をしております。契約案件、条例改正がおのおの 1 件、それから専決処分の承認案件が 2 件でございました。

17 日の日曜日ですが、ひなた村で町田市少年少女発明クラブの開講式がございましたので、これに出席をしております。

同じ日、市民ホールで第 11 回まちだ全国バレーコンクールが開催されましたので、これにも伺ってまいりました。

20 日は、東京都市教育長会の定例会と総会が東京自治会館でございました。先ほど申し上げました会計監査報告を私のほうからしたところでございますが、今年度の第 1 回目ということで総会がございましたので、役員決定、あるいは前年度の事業報告、今年度の予算説明等が行われたところです。

翌 21 日は定例校長会がございました。

続いて翌日の 22 日は、定例副校長会がございましたので、学期に 1 回ごと出席をしておりますが、定例校長会とともに、委員の皆様方と一緒に出席をしております。

23 日の土曜日ですが、町田市小学校科学教育センターの開講式が教育センターのほうで行われましたので、委員の皆様方と一緒に出席をしております。

25 日は、本年度第 1 回目の市教委訪問ということで、藤の台小学校のほうにお邪魔をしております。

28 日ですが、校長研修会がございました。私もその内容について聴講をさせていただきました。研修のテーマは、地域協力の学校をつくるということで、日大の佐藤先生による講演でございました。

同じ日の午後、東京都市教育長会の予算特別委員会が調布市役所のほうで開催されましたので、私は予算特別委員会の委員ということになっておりますので、それに出席をしております。主に都教委あるいは市長会に対する予算要望についての議論でございます。

5 月 10 日は、町田の丘学園との交流会がございましたので、出席をしております。これは市内の中学校の特別支援学級と町田の丘学園との交流会ということで、町田の丘学園の体育館をお借りして実施をしたものですが、体育館いっぱい生徒が集まりまして、非常に活発な交流会となっております。

同じ日に、結核対策委員会の委嘱書交付式が町田保健所がございましたので、委嘱書の

交付ということでお渡しをしておりました。これは先ほど議案の中にも出ていたとおりでございます。

翌 11 日は、小教研の総会、それから翌 12 日も中教研の総会ということで、両日とも市民ホールで行われましたので、委員の皆様方と出席をしておりました。

それと 12 日には、校長役員連絡会が開かれております。

私のほうからは以上です。

○委員長 両部長から補足がございましたらお願いします。

○学校教育部長 それでは、3 月 11 日以降の震災の関係で、学校教育部として行った内容につきましてご報告させていただきます。

まず、被災地のほうから町田のほうの小学校、中学校に入られているお子さんの数でございすけれども、5 月 11 日現在で、小学生については 38 名、中学生については 8 名、合計 46 名の方でございす。

この小学生、中学生のご家庭に対しまして、4 月 24 日に町田ゼルビアのサッカーの試合が陸上競技場でございました。その中に招待券をいただきましたので、このご家族に対して送り迎え等の支援を行ったという状態でございます。

それから、被災地に対しまして学校備品の支援を行ってございます。まず 4 月 21 日に、小学校の児童用の机といす 75 セットを、宮城県亶理郡亶理町立長瀬小学校というところに、NPO 法人を経由して 75 セットを寄贈いたしました。また翌日の 4 月 22 日には、小学校 1 年生で配ります防犯ブザー 300 個を、宮城県の女川町教育委員会に寄贈を行いました。

以上でございます。

○生涯学習部長 生涯学習部のほうでも震災にかかわるサービスの休止がございすけれども、これについては報告事項のほうで担当の課からご報告いたします。

○委員長 それでは、各委員から発言をお願いします。

○井関委員 2 つございます。ここ 2、3 回、活動報告というのは、私は市民大学のまちだ史考会の行事は続いているのですが、今回も同じですけれども、ほかの件と関連して、教育委員会の表彰あるいは感謝状贈呈についてコメントさせていただきます。

4 月 26 日に、まちだ史考会で「新撰組のふるさと 日野と高幡不動」という 1 日行程の新撰組ゆかりの名所めぐりというのがあったのですが、そこへ参加させてもらいました。町田の人にとって新撰組と聞くと、小島資料館というのですけれども、日野は宣伝がうまいのか、またテレビの影響もあってか、総勢 70 名も参加しました。

全体的な感想としては、日野は、昔の子ども時代に見た野原から、内陸の工業団地、それから新興住宅地へと変貌を遂げていて、用水が豊富で、それもごっついコンクリートの擁壁ではない。そして、さらに新撰組ゆかりの場所が連携していて、市と一体になって観光に力を入れているという感じを受けました。

目玉である土方歳三資料館というのは第3日曜日が開館なんですけれども、今回も会長さんがご努力されて、平日ですが開館にしてくれて、ご子孫の女性の解説つきで見せてもらいました。

大体私は史考会のイベントで講演があったとき、1つだけ新たに知ったことをご紹介しますので、今回も1つご紹介しますと、石田寺に土方歳三の墓がありました。それから、高幡不動は菩提寺で位牌がありました。さきのお嬢さんのお話では、日本じゅうでは5つあって、どれが本家というか、そういうことを言っているのだけれども、今となってはご親族としてはどことは言えない。ちなみにどこにも遺骨はないようでした。

この報告の本題にいきますと、参加者と歩いているときに、今年もひなた村で行われている「縄文人になろう」という、小学校の児童がひなた村に行って、むしろの服を着たり、住居に入ったりして、当時の雰囲気に触れるわけですけれども、史考会はこの中で弓矢と、木を摩擦させて火を起す、そういうのを担当しているのですが、かなり長い期間やっているボランティアです。

先日、学校支援ボランティアの感謝状贈呈式があって、4月27日に南成瀬小学校の地域子ども教室授業というので、「たからじま」というのがあったのですけれども、そこを拝見しましたら、その代表者から、教育委員会から感謝状をいただいて、ボランティア一同大変喜んで励みになると感謝されました。このときは多分、各学校単位で推薦が行われているのだと思うのですけれども、縄文人などは、各学校で年に1回としても、町田市の小学校だとかなりの数になりますし、長い間やっています。

それから、物語の読み聞かせの団体も、1つの学校ではなくて、1回ずつでも、ずっとぐるぐる回っているから、たくさんになります。それから、今日感謝状を贈呈することになりました小学校及び中学校の科学教育センターですけれども、これも企業のボランティア、それから工業高校の先生の出前授業も長いですね。それから、中学校の職場体験もあると思うのですけれども、こういうのは各学校単位でやると割合推薦は出るのだけれども、そうでないような場合、どこかで推薦できればいいなと思います。物語の読み聞かせの団体というのは、今回、市の表彰を受けました。ですから、どんなような推薦過程で選ばれ

たかというようなことでも調べていただくと、教育委員会の感謝状贈呈でも参考になるのかなと思いました。

2つ目の報告は、4月の定例会で開催報告がありました市民文学館におけるまほろ駅前多田便利軒展と、その中の関連行事の1つですけれども、映画を鑑賞して、その後、町田の中の関係地を回るまほろツアーというのがありまして、その報告ですが、実際やったということよりも、どのようにしてこの展示が企画されたかということに注目したいと思います。

この小説は、三浦しをんさんが2006年に直木賞を受賞されたのですけれども、市民文学館では展示とか講演というのは意外としてないのですね。それは希望はあったけれども、彼女がまだ執筆に力を注ぐ段階ということで、ご本人が登場したことはなくて、町田にゆかりの作家展ということで、資料がちょっと展示されるぐらいでした。

今回も三浦しをんさんの展示ではなくて、まほろの小説と漫画と映画の3部ということで、彼女の写真は、直木賞をとったときに「オール読物」に載っていた、森絵都さんと一緒に並んでいる写真1枚だけでした。今回は学芸員が拝み倒して明日の対談に出てもらうことになっているそうです。

グランベリーモールの映画館で映画を見た後、町田へ出て、学芸員の人と一緒に並んで昼食をとったんですけれども、そのときに随分詳しい経過を聞くことができました。映画のエキストラ大募集というのが市の広報に載ったんだそうですけれども、そのチラシを見た学芸員が企画を思いついて実現したそうです。三浦しをんさんも映画ということで資料を提供してくれた。

この映画を見ますと、町田市も特別協力となっていて、商店街でも、街灯のポールに映画の宣伝のフラッグが掲げられていました。いろいろな組織とタイアップして、文学館への入館者数もかなりいいところへいっているようです。

入館者のアンケートを見ると、携帯などのインターネットで知ったという人がかなりいるそうです。白洲正子展のときに無料招待券をインターネットで提供したら、かなりの高倍率だったという結果がありますけれども、インターネットでのPRというのは、これからは必須になってきているのかなと思います。PRは市民文学館ということで直接見るのではなくて、映画やぼっぽ町田のイベントなどとリンクされていますので、興味のある人はそこから入っていったのだと思います。

このツアーは2回行われるのですけれども、今ご紹介した分は20名で、応募倍率は3倍

あったそうです。全国でも文学館が映画とタイアップしたという例はないので、文学館で映画を見て、さらにツアーするという経験もなかったということで、心配したみたいですが、ちょうどいい時期だということ、それからまた、取り上げられたのが町田市だということで、町田の住民にとってはなじみが深いので、参加者も多かったと思います。町田で生まれ、町田育ちの映画ということで、それはいいのですけれども、それだけに、今度はそう柳の下にドジョウがいるわけではないので、次のこれからの展示が大変だと思います。

映画の資料を見せてもらうのは、映画は物すごく複雑な権利が絡まっていて、三浦しをんさんに「これはいいですか」と言う前に、そこから許可を取るのが物すごく大変だそうです。あの手この手で頼んで苦労したと言っていました。

あとはつけ加えですけれども、ツアーの最後に、小田急線の町田駅前のカリヨン広場で解散となったのですが、参加者におみやげをくれたのです。プラスチックのホルダーとか、シールとか、ティッシュですね。そういう多田便利軒のしるしの入ったものをくれたのですけれども、家に帰って封筒をあけてみると、ツアーの途中で撮った写真が2枚入っていたのです。多田便利軒事務所というところで集合写真を撮って、それから文学館の前で、展示をやっているところを撮って、それが印刷されて入っていた。多分文学館で展示解説をしているときに、イベントの担当者が印刷したんだと思うのですけれども、若い方だけに、普通では考えられないことをするんだなと感心しました。

以上です。

○委員長 今、まほろ駅前多田便利軒のツアーとかの言及があったのですけれども、企画展の入りは、今の段階でどうですか。

○図書館市民文学館担当課長 現在の入館者の状況でございますが、5月11日現在で4,848人、22日間の開催でございます。1日平均しますと、220の方が来られているということで、当初、私どもの今回の展覧会の目標数値を5,000人というふうに予定しておりましたので、もうこの段階で目標値に近い数字になっているというような状況でございます。

○委員長 非常に順調ですね。問題は、映画はどうだったんですかね。この間、試写会の際に、プロデューサーの方も大変心配されていましたが、それはまだわかりません。何か20万人は入ってほしいというような話でした。そうすれば、続を制作するのかなんとかという話があったので、それもまた注目しておきたいと思います。ありがとう

ございました。

○岡田委員 私も引き続き、まほろ駅前のお話になるのですけれども、映画を見まして、その後、私は、井関さんのようではなくて、まほろ駅前多田便利軒展のオープニングのときの宣伝プロデューサーの志村さんのお話を聞きながら、「THE MAKING OF まほろ駅前多田便利軒」展ということで、町田市産業観光課の方がロケにどのように協力したかというような話を聞いてきました。

大変おもしろかったのですけれども、これまでに文学館に足を運ばれている方の年代層よりもうんと若い。恐らく文学館はちょうど学齢期の方とそのお母さん、あるいはある程度熟年の方が多かったと思うのですが、20代前後の方が物すごくふえたのではないかと思います。これを企画された学芸員の方もお若い方だったということもありますので、発想がとても若いというものもあるし、また映画自体が、若い世代にとっても人気のある俳優さんがたくさん出ていたということもあります。この機会に、ぜひ文学館を知っていただくというよりも、なじみを感じていただけるような工夫をいろいろ仕掛けておいて、以後の展示、あるいはそうではなくても利用していただけるように、大きなチャンスととらえて頑張ってもらいたいというふうにしみじみ思いました。

それから、5月7日に、道徳授業地区公開講座で南大谷中学校に行っていました。講演会のほうは高橋委員がされましたので、ご自身のほうからご報告があると思いますけれども、授業のほうで、中学2年生の道徳の授業は、さきの東日本大震災関連で、子どもたちが、こういうときに自分たちは一体何ができるのかということを考え直そうということテーマにしてやっていたらいいなというふうになりました。

その資料として、南大谷中学校の卒業式で、高橋委員が中学生に送る言葉として話されたあいさつというか、それをプリントにしたものが配られて、それを読んだ上で、また東日本の震災のいろいろなニュースとか、あわせて担任の先生のほうが各クラスでお話をされて、グループ別に話し合うというような授業の進め方だったのですけれども、それに先立ちましての先生の目当てとしては、震災を過ぎて、ある程度過ぎてしまったら、みんなはまた危機感のない中学生生活を始めたというところで、せっかくなので、そういうことではなくて、もう一度深く考えてみよう。それで、自分自身は、じゃ、こういうときに何ができるのか。「大変だね」、「大変だね」、「かわいそうだね」ということではなくて、自分の問題としてとらえてほしいということで、それに高橋委員の中学生に送る言葉がちょうど合致していたということで、新しい取り組みとしての授業をされていました。

偶然、1つのクラスの中で、震災直後に親戚のお家へ見舞いに行ったということで、何日後と言っていましたか、本当に1週間たたないうちに行った子がいたので、彼の話聞きながら、子どもたちが本当に身近なものとしていろいろ考えていました。今後も東日本大震災のニュースから、いろいろな道德教材のような形で出てくると思うのですけれども、いい形で学習の機会としてとらえていただけるといいなと思いました。

今回は以上です。

○委員長 今、岡田委員から、せんだってのオープニングセレモニーに、私ども、高橋委員も参加させていただきましたけれども、大変若い人の参加も多かった。こういうのを1つのチャンスととらえて、これから文学館は若い世代の人への仕掛け、働きかけをもっと積極的にという要望だったんですけれども、お考えがありましたらば。

○図書館市民文学館担当課長 文学館といたしましても、若い世代をどう取り込んでいくかということで、内部でも一応検討はしておるわけですけれども、今回アンケートをいただくに当たって、アンケートをお書きいただいた方に、抽選でグッズを差し上げますというような形をとりまして、相当のアンケートが出ておりまして、会期中、20日間の期間で、1,427枚のアンケートをいただいたということもございます。

今までの展覧会では50代以降の方が多かったなという傾向ですけれども、アンケートの中では年代の集計の部分もございしますが、やはり20代、30代、40代が中心になっております。そういう形で、やはり取り込む工夫というのはこれからもしていく必要があるというふうに考えております。

○委員長 息の長い文学館活動としては、若い世代を呼び込む、取り込むということは大事なことですからね。

○岡田委員 私が1つ考えたアイデアですけれども、よく有名なお寺とかに行くと、寄せ書きというか、来た人がずっとノートに書きつづっていくようなものがありますね。今おっしゃった20代、30代、40代の世代というのは割とそれが好きで、前の人のを読んで、自分も書き足していく。また、自分が2回目に訪れたとき、それに対する返事があるかなみたいなことですね。特に「まほろ駅前多田便利軒」というのはすごく考える映画で、アメリカ映画と違って、ああ、すごくよかった、めでたしめでたしではなくて、あそこはどんなのかなというのが割とあるので、最初は映画についてのコメントみたいなものも、そういうノートのような形だと、特に文学館の趣旨に合っているような気がしますので、やってみて、考えに入れてみていただけると、ちょっとご検討いただけるといいかなと思います。

ます。

○図書館市民文学館担当課長 今現在、映画関係者へコメントを書いていたいただきまして、私どものほうでまとめてお送りするというようなコーナーを設けているということもございます。あともう1点は、作者の三浦しをんさんに感想の内容をお届けするというコーナーを設けまして、ある程度の方がご記入いただいているということもございます。ほかにもいろいろ方法はあるかと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

○委員長 もう1つの道徳授業地区公開講座については、今1つの例ですけれども、やはりこういう機会をとらえて、これを教材として扱ったり、あえて教材にしなくても、もう1回考えさせたり、考えを広めたり深めたりといったような取り組みは、いろいろな学校でやっていると思いますので、また注目していただきたいと思います。ありがとうございました。

○高橋委員 3カ月前のことですけれども、2月7日に函師小学校で行われた特別支援教育についての講演会に参加しました。講師は函師小学校のコミュニケーション教室の現役の先生でいらっしゃる荒関先生でした。この講演会の企画は函師小学校のPTAによるものでしたが、近隣の忠生第一小学校、忠生中学校のPTAとの共催ということで、ランチルームには60名近い保護者が集まりました。

私は、以前子育てについて相談を受けた保護者や、発達障がいのお子さんをお持ちの保護者にも声をかけ、私を含め7名で参加してきました。最近どの学校でも、PTA主催の講演会は人を集めるのに大変苦労しているようですが、60名近く集まったこの会は盛況だったと思います。

発達障がいについての情報がだんだんと広まりつつある現在ではありますが、先生という専門家から、発達障がいについて1度きちんとした話を聞きたいと願っている保護者や、コミュニケーション教室について具体的に知りたいと願っている保護者が数多くいることを改めて認識しました。コミュニケーション教室の現役の先生の講演会というのは、私は今まで1度も聞いたことはありませんが、大変よい企画だったと思います。

講演の内容は、特別支援教育についての説明から入り、発達障がいについて、また発達障がいの子どもたちを上手に支援する方法と避けたい対応、コミュニケーション教室での教育や指導についての詳しい内容でした。保護者の方々は大変熱心に聞かれていました。

講演会后、個人的な相談のある保護者が10人くらい並ばれていました。後日、先生に時間をとっていただき、ゆっくりご相談された保護者もいらっしゃいました。我が子が発達

障がいとはわからず、苦しい子育てをしている保護者や、学校生活の中で困った状況に陥っている子どもを早期に発見し、早期に対処することは大変重要なことだと思っています。今回私の参加したような講演会が、低学年のうちに、できたら入学する前の入学説明会などで各小学校で行われると大変いいなと思います。

お子さんのことを相談された保護者には、いつも私は教育センターを紹介するのですが、その保護者から、1回目の相談する日が決まるまでも長くかかったし、また、次の相談をする日までも長くかかったということなども聞いております。町田市教育センターは年々相談件数が増加傾向にあるようですが、発達障がいだけの独立した部門を設けたり、コミュニケーション教室の先生方のご協力が得られるならば、教育相談を受け持ってもらうなど、早期発見、早期対処に努めていくためにも、何らかの手だてを考えていかななくてはならないのではないかと考えております。

5月7日、午前中に立川市立立川第四中学校、午後は南大谷中学校の道徳授業地区公開講座に参加してきました。教育委員となって3年弱ですが、初めてほかの市の道徳授業地区公開講座に参加しました。

立川市は小学校が20校、中学校が9校、どの学校も地域の方々の協力に大変恵まれていて、いろいろな形で学校に足を運び、子どもたちに積極的にかかわってくださっている方が多いそうです。当日も保護者の方、地域の方と、数多くの大人が子どもたちの授業を見に来てくださっていて、意見交換会では活発に意見が出ていました。大変感心いたしました。子どもたちに関心を持ち、子どもたちを大切にしている心ある大人に見守られている子どもたちは大変に幸せだと思いました。町田市もそうですが、立川市も地域との協働の学校づくりが進められていると感じました。

午後は町田市の南大谷中学校に参加しましたが、先ほど岡田委員からもお話がありましたように、中学2年生の授業は大震災についてでした。学年の先生方で、どのような授業をしようかと話し合い、主題を、希望、勇気、強い意思とし、東日本大震災を題材として、大震災を通じてともに生きることの大切さを理解し、自分たちは何ができるかを考え、共生社会の実現に努めようとする態度を育てるというねらいを掲げ、当日の授業が行われていたようです。道徳授業の中で東日本大震災を取り扱うことによって、今をともに生きる者として、これからの生き方を考えるという貴重な授業だったのではないかと感じました。

私は両校で、「“いのち”のために“いのち”を使う子育て」と題して講演をさせていただきましたが、どちらの学校も、保護者の方、地域の方、先生方、皆さん熱心に聞いてく

いただきました。保護者1人1人が、我が子だけでなく、よその子どもともに育てる思いを持つことの大切さや、子どもの心に自己肯定感を持たせるための声のかけ方や、日本のよさを伝えることも自己肯定感につながる大切なことなどを、子育て中の保護者の方々にメールを送るつもりで話しました。

以上です。

○岡田委員 今の高橋委員のお話の中で、特別支援教育の勉強会のところで、発達障がい
の早期の発見ということでちょっとお話が出たので思ったのですけれども、子どもたちの
発達障がいについては、スクールカウンセラーとか学校の先生とかには割と行き届いてい
るのですが、今おっしゃったとおりで、自分の子どもが発達障がいを抱えているかどうか
というふうに悩んでいるところから、保護者のほうが、発達障がいではないですけれども、
精神的な障害を引き起こす、心の悩みを引き起こしてしまうようなケースがありますので、
そういう意味でも、PTAなど保護者のネットワークというのが非常に重要なものだと思
いますので、そういった意味で、教育委員会の生涯学習部のほうの活動も大変重要である
なというふうに今改めて思いました。よろしく願いいたします。

○委員長 お2人のご意見というのは、結局、保護者への啓発も必要だということですよ
ね。できれば、今おっしゃったように、入学説明会とか、ごく早い段階でそういうこと
についての理解を深めることによって、子どもはもちろんですけれども、大人にとっても大
変有意義ではないだろうか。それは延長線上には、今、岡田委員がおっしゃったように、
お父さん、お母さんというか、保護者のそういう疾患も場合によっては防げるだろうとい
うことだと思うので、これらについては、特別支援に対する対保護者のそういう研修や啓
発活動というのは、現実には今、各学校のPTAとか、学校任せの状態ですかね。どうな
んですかね。

○指導課長 学校の中でということなんですけれども、もし学校が主体になる場合には、
すべてではないとは思いますが、学校保健委員会という養護教諭のほう为主体にな
って、例えば発達障がいに関する内容での講演会を実施するというようなことはあり得
るかなというふうには思っています。あとはPTA主催の講演会という中で、その時々の
教育課題になりますけれども、特に発達障がい等を入れてやっていただくということは、
PTA主体にはなってしまうのですけれども、そのような形で開かれているかなと思いま
す。

○委員長 指導課が主催する場合には教員対象になるわけですね。それは行われている

わけですよ。ですけれども、保護者対応のそういう啓発活動というか研修会は、現実には学校任せ、学校が行う、あるいはPTAが行う、地域が行うというような現状だと思うのです。生涯学習部でも何か考えがあるかもしれませんが。

○生涯学習部長 まさに生涯学習の対象のテーマになり得るものだと思います。来年、生涯学習センターが立ち上がるのに向けて、現在、公民館あるいは市民大学等の事業の組みかえを考えております。そういう中で、やはりPTAを対象にした講座なども考えられるのではないかと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○委員長 特に発達障がいに関しては、今お2人、細々お話しになりましたけれども、非常に喫緊の教育課題なんですね。そういうことなので、ぜひ頭に入れておいていただいて、その計画なり何なりをお願いしたいと思います。

○高橋委員 実際、教育センターには私の友人が相談とか行くのですけれども、相談日が決まるまで、結構長い期間待たされたりというのが数的にすごく多くなっているかと思うのですけれども。

○委員長 待たされる・・・

○高橋委員 ええ。そういうふうな状況としてはいかがでしょうか。

○教育センター担当課長 時間を待つということではなくて、多分予約をいただいてから実現するまで、3週間ないし1カ月ぐらいかかるということで、今現状聞いております。昨年の統計を今まとめていますところですのでけれども、一昨年、1,086件の相談件数があったのですが、昨年度はその約1.5倍ぐらいになっていたという形の数字が出ております。発達系の関係に関しては今ちょっと検討しておりまして、そういう障害の相談部門を設けるべく、中で検討を進めているところです。

○高橋委員 ぜひよろしくお願ひします。やはり発達障がいのお子さんをお持ちのお母さん方は、周りの保護者からもちょっと白い目で見られることがあるのですね。しつけができない親だとか。保護者のほうが心を閉ざしてしまうような状況もあって、本当にかわいそうだなと思うことがよくありますので、行政のほうで、できるだけ早期に対処できたらいいかなと考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

続きまして、日程第3、報告事項をお願いしたいと思います。教育総務課から2点。

○学校教育部次長兼教育総務課長 「町田市立学校学校支援地域理事に関する要綱の一部

改正について」、ご報告いたします。

本要綱の改正内容でございますが、理事の任期につきまして、改正前は年度途中で任命した場合、当該年度の4月1日に任命したものととして算定するという規定でございました。このたび改正を行いまして、「任命した月の初日から、任命した年度の末日まで」ということに改めました。

改正の理由といたしましては、地域支援理事につきまして、非常勤特別職として報酬を支払っております。そのような関係もございますので、今回要綱を改正し、任期を明確にしたものでございます。施行日は2011年5月1日でございます。

続きまして、報告の2番目としまして、「町田市立小・中学校空調設備運用基準について」、ご報告いたします。このたび運用基準を作成いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

本基準の作成に当たりましては、小・中学校空調設備運用基準検討委員会を設置しまして、2010年11月25日から2011年1月31日まで、計4回開催し、検討してまいりました。委員といたしまして、委員長に学校教育部長、また小・中学校長の代表、小・中学校の合同用務部会の用務の先生、また営繕課の担当課長及び学校教育部内の各課長で構成し、検討をしてまいりました。主にランニングコストにかかる経費面、児童・生徒の健康面、環境に対する影響面の3つの観点で検討してまいりました。

次に、内容について概略ご説明させていただきます。3ページをお開き願いたいと思います。夏季についてでございますけれども、稼働期間は6月中旬から9月下旬といたしました。室内温度は28℃といたしました。文部科学省の学校環境衛生基準、平成22年3月改正のものでございますけれども、児童・生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季で18℃から20℃、夏季で25℃から28℃程度であるというものに基づいて設定したところでございます。

管理に関しましては、各普通教室の管理者が管理運用を行い、そしてまた当日の稼働状況につきましては、学校ごとに稼働日誌をつけていただいて、適切な管理を行っていきたいと思っております。

稼働時ですけれども、学校環境衛生基準によりまして、室内の二酸化炭素は1,500ppm以下であることとし、教室に設置いたします二酸化炭素測定器により自動換気を行っていく予定でございます。また、健康面への配慮とともに、扇風機の併用とか、カーテンの併用、グリーンカーテンの推奨など、環境コスト面への配慮事項についても取りまとめて

ございます。

続いて、6ページ以降につきまして、冬季について掲載してございます。冬季の室温につきましては、19℃といたしました。これにつきましても、学校環境衛生基準に基づいたものでございます。その他につきましては、ほぼ夏季と同様の内容でございます。

なお、本基準の今後の運用でございますけれども、東日本大震災の関係がございますので、今後電力不足の状況を見きわめて決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 教育総務課から2点ございました。何かご質問その他ございましたらどうぞ。

○学校教育部長 小学校、中学校の空調設備、エアコンの普通教室の設置でございますけれども、昨年度、2010年度でつくし野中学校が終わりました。今年度、中学校15校、あと来年、再来年に小学校を予定してございますけれども、現在、今年度予定の中学校の普通教室のエアコンの設置状況でございますが、まだ契約に至ってございません。

と申しますのは、今回の大震災で、エアコンの重要な基板がほとんど東北でつくられているということで、基板も含めて、材料が非常に手に入りにくい状況になっているということを聞きました。そうしますと、これから緊急に、理事者のほうの了解を得て、契約を結びますけれども、当初の目標でございました9月から稼動というのは、現実的にはもう難しいという状況になってございます。ただ、教育委員会としましては、冬場の対策もございまして、できましたら、今年じゅうには設置できればという形で計画を立ててございますけれども、今のところはまだ不透明な状況でございます。

もう1つは、実はこの震災の関係で、エアコン設置への国と都の補助金を当てにしていたわけでございますけれども、国のほうが、やはりこの震災の関係で、今のところ補助金がつく見込みにはなってございません。ただ、この後、第2次とか、秋の補正がございまして、そこで補助金が復活するのを祈っているという状況でございます。

○委員長 そういう状況であるということの補足がございました。

○教育長 この制度は、都の補助金も大きな要素でして、国の補助金に加えて、都が26市、多摩地区に限定して、3年間に限ってですけれども、補助制度としてつくったわけですが、それを当てにしている部分も相当程度あるわけですね。

ところが、都の補助金は、国の補助金の上乗せ補助という性格を持っていますので、今のところ、国の補助金がつかなければ、都の補助金も制度としてはないよということになっておりますので、国の補助金がつかないということは、すなわち都の補助金もつかない。

そうすると財源、仮にとということになると、一般財源で全部やらなくてはいけない、さらに2億5,000万円という経費がかかるということで、かなり厳しい状況ですね。

○委員長 今、補足がございましたが、大変厳しいけれども、運用基準が先にできちゃっている。いずれ全部できた暁には、この運用基準でということなので。

○井関委員 ちょっと質問ですが、これはエアコン導入によった光熱費の増額とか、そういう予算措置はないと思っていたのですけれども、それはどうでしょうか。あるのですか。

○学校教育部長 今年度につきましては、当初、中学校15校分という形で見込んでございました。光熱費の見込みについては、当初、予算作成の段階では余り考慮していませんでしたけれども、実は学校の光熱費、特に電気料の契約方法が、ここで長期契約に変わりました。そうしますと、今年度の電気使用料を一昨年と比べますと、年額で4,500万円削減になるという見込みが出まして、その削減があることを見込みますと、今年度、仮に中学校に設置しても補えるという状況でございます。

○井関委員 ほかには使わないで、ちゃんと電気のためにとっておくと。

○学校教育部長 そうです。

○委員長 やはり基本の運用基準はこれなんですけれども、今後の電力の供給事情も非常に不透明な部分もあるし、それに応じた運用をしていかなければいけないと思います。今、教育長、学校教育部長からお話があったように、まず設置そのものの財政的な面も不透明な部分がありますので、最初に予定したような形になるかどうかわかりませんが、運用基準としてはこれで進めていくということなので、ご了解いただきたいと思います。

では、以上で教育総務課からは終わります。

続いて、学務課、お願いします。

○学務課長 それでは、学務課のほうからですが、2011年4月22日の児童・生徒数についてということでご報告いたします。

例年ですと、4月7日付の児童・生徒数ということでご報告をしておりますが、今回、4月15日に学級編制標準法が国会を通過したということ踏まえまして、東京都の改正学級編制基準の改正が4月22日ということで、4月22日施行となりましたので、今回4月22日付ということでございます。

従前、東京都の小1問題、中1プロブレムの予防実施計画とあわせた形で、今回の東京都の学級編制基準が示されましたので、小学校1年生が35人学級、小学校2年生が39人、中学校1年生が38人ということで改正基準ができております。

ご覧のとおりでございますけれども、児童数につきましては2万3,508人、学級数720学級ということで、去年の4月7日との比較では、児童数136人減、学級数5学級増ということでございます。

小学校1年生の35人学級ですが、5校が該当いたしまして、丸と星印で示してございます。丸印の3校が5月1日から学級増、残りの星印の2校につきましては、現在はTTの対応をしております、2学期からの学級増の実施ということで見込んでおります。

中学校でございますけれども、生徒数が9,704人、学級数が272学級ということで、前年度と比べますと、286人ふえまして、学級数で7学級の増でございます。

裏面につきましては、特別支援学級分ということでございます。小学校が生徒数311人、前年度8人減、学級数の変更はございません。中学校は生徒数221人で、前年比13人の増で、学級数は4学級増ということでございます。

以上です。

○委員長 4月22日付の現在の児童・生徒数ということですが、何かございますか。

○教育長 これに伴う教員採用は全部終わっていますか。

○指導課担当課長 教員については終わったのですが、ただ、1校、学級数が上がったことによって、養護教諭が2名配置できるところがございます。ただ、その養護教諭の東京都の候補者が今全員いなくなってしまったということで、それについては候補者を今探しながら、これから鋭意対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 つけ加えますと、クラス数がふえたことによって、専科教諭の定数がつくところもありますので、この1年生の5校以外にも、専科定数がついた学校が3校ですね。あと、養護教諭の定数。だから、ここにあらわれてこないものもございます。

○委員長 いわゆる星印の学校についても、既に教員の加配は終わっているわけですね。

○指導課担当課長 はい、終わっております。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、指導課、3本あります。

○統括指導主事 報告事項の4及び報告事項5についてでございますが、初めに資料のことでございます。A4の資料は全員にお渡ししてはございますけれども、冊子について、オレンジ色の冊子と副籍事例集の冊子がありますが、これについては教育長、そして両部長、各委員さんのみに配布しておりますので、ご了承ください。

それでは、報告事項4でございます。「2010年度小中一貫町田っこカリキュラム実践報告について」でございます。先ほどのオレンジの冊子でございますが、2010年度小中一貫町田っこカリキュラム実践報告の冊子でございます。

この冊子は、別紙の一覧表でお示ししてありますけれども、町田っこカリキュラムの充実委員会の委員による授業公開における授業の様子、そして成果、課題等をまとめたものでございます。詳しくは冊子をご覧くださいというふうに思っております。これについては町田市立全小・中学校に配布しております。

続きまして、報告事項5の「副籍実践事例集について」でございます。

お手元に「特別支援教育の推進のための副籍制度実践集」があると思いますが、この冊子は、副籍制度に基づいた各学校の実践の中から、主な取り組みや特徴的な取り組み等をまとめたものでございます。これについても町田市立全小・中学校に配布しております。詳しくは冊子及びプリントのほうでご確認いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長 今、副籍という言葉が出ましたけれども、委員さんの中に余りなじみがない部分もあるかもしれませんので、副籍制度について説明してください。

○統括指導主事 副籍制度というのは、特別支援学校に在籍している児童・生徒が、各地域の学校に籍をあわせて置くという制度でございます。今までは特別支援学校での籍しかなかったのですけれども、やはり地域の子どもであるということ意識するということでしょうか。学校の子どももそうですし、地域の子どももそうですし、お互いが意識するために、各学校に籍を置いて、そこと交流を図る、そういった制度でございます。

○委員長 ですから、あくまで卒業は、本来の籍のある学校を卒業校とするわけですね。

○統括指導主事 はい、そうです。

○岡田委員 この副籍制度についてですけれども、昨年、町田の丘学園に、教育委員全員で、授業参観のような形でお邪魔したときにも、町田の丘学園の生徒は大変楽しみにしているということを知って帰ってまいりました。こちらの「成果と課題」というところを書いてある「つながりと社会参加を意識した特別支援教育が推進していく」というメリットがあるということですが、逆に副籍校のほうの子どもたちにとりましても、日常の生活で余り接することがないと、障がいを持った人たちとの接し方がわからないのですけれども、実際にはちょっとした工夫をすることで、割合とコミュニケーションがとれることはもちろんですけれども、一緒にできることがたくさんあつたりするという実体験ができるとい

うのは大変に意義のあることだと考えますので、2007年、2008年、2009年度というところで、直接的な交流が全学級で行われているとはまだなかなか言いがたいのですけれども、なるべくいろいろな場所でそれが行われるように取り組んでいただけたらいいなと思います。よろしくをお願いします。

○統括指導主事 はい、承知しました。

○指導課担当課長 報告事項6でございます。「町田市立小・中学校集団宿泊行事に対する補助金交付要綱の一部改正について」のご報告でございます。

本件は、2008年の補助金に対する包括外部監査での指摘に対する対処を、要綱変更により実施したものでございます。指摘の内容ですけれども、補助の性質が保護者に対するものであるのに対し、実際は学校への補助金として支出しているというものでございました。

これに対し、第3条で、補助対象者を保護者ということで規定いたしまして、また第8条において、交付の申請と受領権限について、保護者から学校長へ委任するという規定を追加し、さらに題名も「参加費補助金」に改めました。そのほか、有効期限の設定と文言の整理も行っております。

以上でございます。

○委員長 指導課の最後です。何かございますか。——ありがとうございます。

では、続いて、生涯学習課から3本。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長 それでは、7番目の「町田市と桜美林大学との地域連携事業による書籍出版について」、報告申し上げます。

まず報告する前に、資料のほうで誤字がございましたので、追記のほうをよろしくお願ひしたいと思います。下から5行目、※印の「市として」から始まります行に「1部1,000で買い取る」と書いてございますが、これは「1部1,000円」で、「円」の追記のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告をさせていただきます。まずこの書籍出版に関する経緯でございます。これは市民大学HATSの昨年度、2010年度の後期講座、これは国際学になりますが、「東アジア共同体とは何か」、全10回の講座が行われております、その講座内容につきまして、この講座全体をコーディネートされた、最終回の講師でもございます谷口誠先生が所属されていらっしゃる桜美林大学北東アジア総合研究所から、昨年11月に、教育委員会に対しまして、市と大学との連携事業として活字化したらどうかという提案がございました。

一応生涯学習部というか、教育委員会としても、講座内容や出版の意義を考慮しまして、

この提案を受け入れることとし、毎年出版物を刊行しております同研究所が刊行実務を担当するという形で本書の出版に至っております。

内容につきましては、ご覧のとおり、タイトル、編集、発行、発行日というものが書いてございまして、初版は1,000冊になります。一応これも外部に販売ルートがございまして、紀伊國屋ほかの大型書店で、これは書店には並びませんで、注文という形で、桜美林大学のほうで行うということでございます。

市としましては、刊行物1,000部のうちの300部を、1部1,000円で買い取るということで、経費が60万円かかっておりますので、その60万円の半分を負担するという形にしております。この300部の扱いでございますが、講座関係者の方、関係部署へ70部配布する予定です。そのうち230冊を、6月1日の広報でお出ししますので、広報と、あとホームページ等でPRしまして、6月1日から、下にございます生涯学習課のほうで、1,300円でお売りするという内容でございます。

報告は以上でございます。

○生涯学習課文化財担当課長 では、報告事項8-1について説明いたします。薬師池公園にある国の指定文化財、旧永井家住宅屋根葺き替え工事見学会についてご報告いたします。

昭和50年に移築以来、初めての屋根の葺き替えになります。最近では、かやぶき屋根の民家も少なくなり、葺き替えを見る機会がほとんどなくなりましたので、市民の皆様ぜひ見ていただきたいと実施するものでございます。

日時は5月21日土曜日、午前午後各1回、定員は合わせて60名でございます。昨日までの申し込み状況ですが、午前は定員に達しまして、午後は25名の申し込みがあります。ちなみに、その中で数名の小学生の方が申し込まれております。

当日は足場に上がり、葺き替えの様子を間近に見ることができます。また、専門家により、旧永井家住宅の概要説明、工事の概要、あと道具等の解説等も行う予定でございます。また、貴重な記録の保存のため、市内ボランティア団体をお願いして、葺き替えの様子をビデオ撮影もお願いしてあります。

以上でございます。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長 では、報告事項8-2「旧忠生第五小学校跡地利用教室の休止について」、報告申し上げます。

これにつきましては、3月11日に東日本大震災が起こりまして、余震が頻繁に起こって

いましたことから、3月11日から3月22日まで貸し出しを休止しておりました。3月31日までは自粛という形で、昼間お貸しして夜間は中止しておりました。その間、余震も随分おさまってまいりましたので、4月からは、5月分の部屋貸しのお申し込みということと、あと4月申し込まれた方の貸し出しを、夜間は中止しておりましたが、昼間お貸しするというので実施してまいりましたが、やはりマスコミ報道等におきまして、マグニチュード8クラスの余震が来るという複数の専門家の方のお話と、12日に目視は行っておりますが、目視では補えない耐震性の観点から、市民の安全性確保を第1にかんがみまして、やむなく5月1日から、部屋の貸し出しを再び全面的に休止しております。

忠生第五小学校の貸し出し休止についてのご報告は以上でございます。

○委員長 以上、生涯学習課から3本ございました。何かございますか。——よろしいですか。

では、ありがとうございました。

続いて図書館から3本あります。

○生涯学習部図書館担当部長 私から「鶴川駅前公共施設の概要について」ということでご報告させていただきます。

先ほどご承認いただきました鶴川駅前図書館がこの中に入るということで、教育長からお話がありましたが、2012年9月開館ということが今予定されております。

概要ですが、住所はこちらにあるとおりです。位置としては、鶴川駅の北口から西方向に約300メートルほど行ったところになります。敷地面積としては約2,000平米、延べ床面積は、各階機能、後ほどお話ししますが、約6,000平米ということで、各階のところどころですけれども、地下2階、地上4階建てということで、地上部を抑えて、地下のほうにホール等を整備したということです。

地下2階部分につきましては、300席のホール、それから舞台、楽屋等があります。地下1階はコントロール室になりまして、1階がエントランスホール、それから行政事務室、このあたりについては行政証明等の発行も含めて行っていくということです。それと市民活動スペース等がございます。こちらの鶴川駅前図書館は2階になります。2階にワンフロアが図書館、3階が多目的スペース、会議室等、4階は機械室等ということになります。

各階のレイアウトですが、ちょっと見づらいなのですが、後ろから2枚目の図面というか、こちらが2階のフロアになります。真ん中のサービスカウンター等で事務スペースの両側に吹き抜けスペースがあるということで、どちらかという、吹き抜けを中心として、ぐ

るっと両側が口の字型になって取り囲んでいるという状況でございます。

現段階の予定では、蔵書が約 10 万から 11 万冊を予定しておりまして、開架の部分で約 8 万、それから書庫部分、それと、当然のことながら貸し出しということがありますので、開架の回転等も含めて 10 万から 11 万冊ということでもくろみを立てております。

概要につきましては以上でございます。

○図書館市民文学館担当課長 それでは、報告事項 10 番、11 番についてご報告申し上げます。最初に報告事項 10「白洲正子を読みとく『鶴川日記』注釈集」の発行について、ご報告いたします。

町田市民文学館では市民研究員の活動の 1 つといたしまして、「白洲正子を読みとく『鶴川日記』注釈集」の発行をいたしました。市民研究員制度は 2007 年度より実施しておりまして、今までに文学散歩マップ、町田駅本町田編、相原小山編、鶴川編などを作成しております。今回の研究会は、2010 年 2 月より約 1 年間、合計 14 回の打ち合わせにより作成されたものでございます。これから『鶴川日記』を読もうと思われる方には、内容を深く理解する助けになるとともに、既に読まれている方には、新たな発見をもたらしてくれることというふうに考えております。

次に、報告事項 11「『まほろMAP』の発行について」、ご報告いたします。

現在、文学館で開催中の「THE MAKING OF まほろ駅前多田便利軒」展の関連企画といたしまして、市民研究員による「みんなでつくろう まほろMAP」を発足し、2011 年 2 月より 4 月まで検討を重ねまして、今回発行されたものでございます。

この小説は、町田をモデルにした架空の町を舞台としていることもありまして、町田市民なら思わず納得してしまう表現、感覚があふれております。参加された市民研究員 23 名により、小説の読み合わせをしながら、どの場所がモデルになっているかを検討し、作成されたものでございます。この「まほろMAP」を手に町田を歩いていただき、作品の世界に思いをはせていただければというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○委員長 図書館から 3 本ございました。何かございますか。

○岡田委員 鶴川駅前の新しい図書館ですけれども、平面図を見たときに、ちょっと気になったのが、書庫が狭いのではないかと。これで少しそういった不便がないかなと、そこが心配だったのです。

○生涯学習部図書館担当部長 実態として、この書庫ですけれども、スライドタッチとい

いまして、可動型でかなり冊数が入られる書庫を想定しております。あわせて、ここの蔵書は大体 10 万から 11 万冊ということの中で、1 万から 2 万冊程度はこの書庫で対応できるということで約 1 割から 2 割。当然、貸し出しの関係は中央図書館との連携等もございますので、中央図書館との関係の中でも図書が流通していくということを想定した数字になっております。

以上です。

○高橋委員 今の鶴川駅前図書館の建物の中の書庫の下のほうに「対面朗読室」とあるのですが、それはどのような機能を果たすお部屋ですか。

○生涯学習部図書館担当部長 視覚障がいの方が実際の本をお読みになるというか、お聞きになるようなサービスを行っておりますので、ここでボランティアの方が本を読み上げて、視覚障がいの方がそれをお聞きになる、そのための部屋です。

○委員長 鶴川の図書館と関係ないのですが、中央図書館の一部に、開架書庫ですけども、そこがあいていて、下にワゴンに本が置いてあるスペースがありますね。あれは震災関係で、何か安全面からああいう措置をとったのですか。

○生涯学習部長 一部、書架が 20 年も経っているものですから、書架の棚を支えている金具が、全体的にですけども、一部で大分弱くなっている部分がございます。それに合わせて、なおかつ震災がございましたので、今、危険なところを応急的に一部あけて、下にその分をのけているところがあって、3 月までの状況ですけども、対応を検討しているはずであります。

○委員長 では、いずれもとに復旧するわけですね。

○生涯学習部長 はい。

○生涯学習部図書館担当部長 実際のところは、書架の部分については部分的な補修を行って、ある程度強度を高めるということで、順次書架のほうに戻せる状況で修繕を進めております。

○委員長 では、図書館のほうは以上で終わります。

最後になりました。公民館から 2 本です。

○公民館長 報告事項 12「2011 年度ことぶき大学授業について」でございます。先月の教育委員会で、今年度のことぶき大学の募集についてご報告をしたところでございますが、応募状況の集計がまとまりましたので、ご報告するものです。

今年度は 11 コースで募集しましたが、大別すると、ホールで実施する座学コースと、少

人数で実施する実技コースになります。応募結果は表のとおりでございますが、実技コースは大変人気がございます、定員が少人数のために倍率が高かったという状況でございます。コースをふやすことは、予算や講師の都合等で難しい状況ですけれども、公民館では、受講修了者に対してグループ化していただいて、会員を募っていただくというような働きかけを考えていきたいと考えております。

なお、文学コースと美術コースは定員に満たなかったために、ほかのコースの落選者を優先しまして、5月10日から先着順で再募集をしているところでございます。今日現在のところでは、ほぼ定員に達してきたかなという感じでございます。

続きまして、報告事項13「2011年度障がい者青年学級事業スケジュールについて」です。今年度は4月11日の広報で新入生の募集を行いました、12名にご応募をいただきました。その結果、学級生は188名になる見込みでございます。

3学級ございますが、それぞれ6月に開級式を行いまして、来年3月まで月2回の活動を行います。9月から11月には大地沢青少年センターで合宿を予定しております。1年間の成果発表会を来年2月、3月に予定してございます。

それから、報告事項ではないのですが、5月21日、土曜日に事業仕分けというのがございまして、当日4時20分から文化交流センターで、公民館が事業仕分けに当たっております。付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 公民館から2本ございました。何かございますか。——よろしいですか。ありがとうございました。

以上で報告事項を終了いたします。

休憩いたします。非公開案件に関係の方だけお残りいただきたいと思います。

午後2時15分休憩

午後2時17分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上をもちまして町田市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午後 2 時 23 分閉会